
平成21年第6回大和町議会定例会会議録

平成21年9月10日（木曜日）

応招議員（18名）

1番	藤 卷 博 史 君	10番	浅 野 正 之 君
2番	松 川 利 充 君	11番	鷓 橋 浩 之 君
3番	伊 藤 勝 君	12番	上 田 早 夫 君
4番	平 渡 高 志 君	13番	大 友 勝 衛 君
5番	堀 籠 英 雄 君	14番	中 川 久 男 君
6番	高 平 聡 雄 君	15番	中 山 和 広 君
7番	秋 山 富 雄 君	16番	桜 井 辰太郎 君
8番	堀 籠 日 出 子 君	17番	大 崎 勝 治 君
9番	馬 場 久 雄 君	18番	大 須 賀 啓 君

出席議員（18名）

1番	藤 卷 博 史 君	10番	浅 野 正 之 君
2番	松 川 利 充 君	11番	鶉 橋 浩 之 君
3番	伊 藤 勝 君	12番	上 田 早 夫 君
4番	平 渡 高 志 君	13番	大 友 勝 衛 君
5番	堀 籠 英 雄 君	14番	中 川 久 男 君
6番	高 平 聡 雄 君	15番	中 山 和 広 君
7番	秋 山 富 雄 君	16番	桜 井 辰太郎 君
8番	堀 籠 日出子 君	17番	大 崎 勝 治 君
9番	馬 場 久 雄 君	18番	大須賀 啓 君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町 長	浅野 元 君	保健福祉課長	瀬戸 善春 君
副 町 長	千坂 正志 君	産業振興課長	庄司 正巳 君
教 育 長	堀籠 美子 君	都市建設課長	高橋 久 君
代表監査委員	三浦 春喜 君	上下水道課長	渋谷 久一 君
総務 まちづくり 課長	遠藤 幸則 君	会計管理者兼 会計課長	浅野 雅勝 君
財 政 課 長	千坂 賢一 君	教育総務課長	織田 誠二 君
税 務 課 参 事	森 茂 君	生涯学習課長	八島 勇幸 君
町 民 課 長	瀬戸 啓一 君	総務 まちづくり 課長 対策 官	千葉 恵右 君
環境生活課長	高橋 完 君	産業振興課 企業誘致 対策 官	浅井 茂 君

事務局出席者

議会事務局長	伊藤 眞也	主 幹	佐々木 とみ江
班 長	瀬戸 正志		

議事日程

- 日程第 1 「会議録署名議員の指名」
- 日程第 2 「議案第 66 号 大和町議会の議員その他非常勤の職員の
公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例」
- 日程第 3 「議案第 67 号 大和町国民健康保険条例の一部を改正する条例」
- 日程第 4 「議案第 68 号 訴えの提起について」
- 日程第 5 「議案第 69 号 平成 21 年度大和町一般会計補正予算」
- 日程第 6 「議案第 70 号 平成 21 年度大和町国民健康保険事業勘定特別会計
補正予算」
- 日程第 7 「議案第 71 号 平成 21 年度大和町介護保険事業勘定特別会計
補正予算」
- 日程第 8 「議案第 72 号 平成 21 年度大和町老人保健特別会計補正予算
- 日程第 9 「議案第 73 号 平成 21 年度大和町後期高齢者医療特別会計
補正予算」
- 日程第 10 「議案第 74 号 平成 21 年度大和町下水道事業特別会計補正予算
- 日程第 11 「議案第 75 号 平成 21 年度大和町農業集落排水事業特別会計
補正予算」
- 日程第 12 「議案第 76 号 平成 21 年度大和町戸別合併処理浄化槽特別会計
補正予算」
- 日程第 13 「議案第 77 号 平成 21 年度大和町水道事業会計補正予算
- 日程第 14 「認定第 1 号 平成 20 年度大和町一般会計歳入歳出決算の
認定について」
- 日程第 15 「認定第 2 号 平成 20 年度大和町国民健康保険事業勘定特別会計
歳入歳出決算の認定について」
- 日程第 16 「認定第 3 号 平成 20 年度大和町介護保険事業勘定特別会計
歳入歳出決算の認定について」
- 日程第 17 「認定第 4 号 平成 20 年度大和町宮床財産区特別会計
歳入歳出決算の認定について」

- 日程第 18 「認定第 5 号 平成 20 年度大和町吉田財産区特別会計
歳入歳出決算の認定について」
- 日程第 19 「認定第 6 号 平成 20 年度大和町落合財産区特別会計
歳入歳出決算の認定について」
- 日程第 20 「認定第 7 号 平成 20 年度大和町奨学事業特別会計
歳入歳出決算の認定について」
- 日程第 21 「認定第 8 号 平成 20 年度大和町老人保健特別会計
歳入歳出決算の認定について」
- 日程第 22 「認定第 9 号 平成 20 年度大和町後期高齢者医療特別会計
歳入歳出決算の認定について」
- 日程第 23 「認定第 10 号 平成 20 年度大和町下水道事業特別会計
歳入歳出決算の認定について」
- 日程第 24 「認定第 11 号 平成 20 年度大和町農業集落排水事業特別会計
歳入歳出決算の認定について」
- 日程第 25 「認定第 12 号 平成 20 年度大和町戸別合併処理浄化槽特別会計
歳入歳出決算の認定について」
- 日程第 26 「認定第 13 号 平成 20 年度大和町土地取得特別会計
歳入歳出決算の認定について」
- 日程第 27 「認定第 14 号 平成 20 年度大和町水道事業会計
歳入歳出決算の認定について」

本日の会議に付した事件〔日程と同じ〕

午前 9時58分 開 議

議 長 （大須賀 啓君）

皆さん、おはようございます。

少し早いんですが、おそろいですから、ただいまから本会議を再開します。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1「会議録署名議員の指名」

議長（大須賀 啓君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、11番鶉橋浩之君及び12番上田早夫君を指名します。

日程第2「議案第66号 大和町議会の議員その他非常勤の職員の 公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例」

議長（大須賀 啓君）

日程第2、議案第66号 大和町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ声あり

質疑ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ声あり

討論なしと認めます。

これから議案第66号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第67号「大和町国民健康保険条例の一部を改正する条例」

議長（大須賀 啓君）

日程第3、議案第67号 大和町国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に

入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ声あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ声あり

討論なしと認めます。

これから議案第67号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第68号「訴えの提起について」

議長（大須賀 啓君）

日程第4、議案第68号 訴えの提起についてを議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑ありませんか。15番中山和広君。

15番（中山和広君）

お伺いをいたします。町営住宅の家賃滞納、悪質だということで今回のこの訴えの提起というふうになったところではありますが、このことについては当然、悪質な滞納者でありますから、法的な措置を講ずるということは当然のことではありますが、それ以外で町営住宅の家賃滞納者、後ほど決算では出てまいります、収入未済額が388万円あるということでもありますから、これ以外の悪質と思われるような、そういう入居者はいないのかどうか。また、滞納者数、これはどのぐらい今あるのか、それをお聞かせいただきたいというふうに思います。

議長（大須賀 啓君）

都市建設課長高橋 久君。

都市建設課長 （高橋 久君）

町営住宅の悪質と思われる入居者数ということでもありますけれども、家賃滞納が12カ月以上の滞納されている方が、このほかに6名いらっしゃいます。その中で分納誓約でただいま納めている方が1名、それから仕事の関係で厳しいという方がおられますけれども、残り5名、もう1名は既に退去された方がおりまして、この方が12カ月滞納したまま退去したという方。現在入居されている中では4名の方が今後対象になってくるのかなというふうに思っております。額的には50万円未満の額でありますけれども、木造住宅にお住まいの方もおりますけれども、今後指導をさらに深めていきたいというふうに思っております。

それから、滞納者数でございますが、本年度の決算で28名になってございます。以上でございます。

議 長 （大須賀 啓君）

15番中山和広君。

15 番 （中山和広君）

12カ月以上の滞納者が6名、今説明では、そのうち分納が1名、退去者が1名で、4名がいるということでもあります。これは一般のいわゆる賃貸といえますか、家賃を滞納した場合は、12カ月以上も滞納すれば当然強制退去といえますか、そういう状況になるのではないかというふうに思うわけですが、この辺、町の指導としてはどういうふうに行っているのかどうか、それをお伺いしたい。

そして、もう一つは、滞納者がその中で滞納額が50万円未満だというお話であります。少ない家賃の中で50万円未満といっても、49万円からどれぐらいまでなるかわかりませんが、それを払うということは大変なことではないのかと。そういう指導もあわせてしていかないと、そのまま居座る、しかも、納めなくてもいいんだというような、そういう意識を持たせることにつながらないのかということ。それから、それ以外にも滞納者が28名いるということでもありますから、そういう方に対する指導はどのようなふうに行っているのか、改めてそれをお伺いしたい。

議 長 （大須賀 啓君）
都市建設課長高橋 久君。

都市建設課長 （高橋 久君）

滞納者が年々増加傾向にございます。このために、今回、その今までの指導、あるいは事務処理がどうだったかということも昨年から見直しをしまして、滞納につながらないように早目に督促をして、その納めないといけないという意識づけをまずしていこうと。それから、訪問して生活の状態を把握して、その分納誓約によりきちっと納めていただくよう生活指導なりも徹底していきたいと、こういうふうに思っております。

しかしながら、そういった状況でも納めていただかない方については、法的措置もとりますよということもあらかじめ説明して、未納を防いでまいりたいというふうに考えております。

議 長 （大須賀 啓君）
15番中山和広君。

15 番 （中山和広君）

やはりこれも税の公平の原則と同じように、まじめに払っている方とのその不公平感といいますか、公平さ、それをなくしてはだめだということでもありますから、やはり分納させるなり、そういうものをきちんと指導していきながら、ほかの入居者も納得できるような、ほかの住民も納得できるような、そういう対応はぜひ講ずるべきだというふうに思いますから、そのことは十分にこれからすべきだというふうに思います。そのことについて改めて課長の考え方を伺う。

議 長 （大須賀 啓君）
都市建設課長高橋 久君。

都市建設課長 （高橋 久君）

それぞれに入居者において事情があり、また町営住宅には低所得者の方が入る条件になっております。そういったことでありますけれども、大変

厳しい中、きちんと納めていただいている方もいらっしゃいます。そういった方々を思いますと、まだ支払い能力はあるわけでございますので、その辺をもっと徹底して指導してまいりたいというふうに思っております。

議 長 （大須賀 啓君）

ほかにございませんか。4番平渡高志君。

4 番 （平渡高志君）

この町営住宅に入居する契約ですか、もし何カ月未納の場合は退去とかかっていう、いろんな項目あるんでしょうけれども、その点はどういうふうになっているんでしょうか。

議 長 （大須賀 啓君）

都市建設課長高橋 久君。

都市建設課長 （高橋 久君）

大和町町営住宅管理条例の第41条でございますけれども、この中で明け渡しを請求することができる場合として、家賃を3カ月以上滞納したときというふうになってございます。しからば、3カ月になったら出ていってくださいと、こう言ってもいいんですけれども、一般的にその期限をどこまでというようなことが、ここでは3カ月以上になってございますけれども、1年以上未納があった場合というふうなことで今回明示して、それに対応していくというふうに考えたものでございます。

議 長 （大須賀 啓君）

平渡高志君。

4 番 （平渡高志君）

そのようなちゃんとした契約がなされているにもかかわらず、こういうふう到现在まで放置してたと同じような状況ですよね。民間だったらどうなるろうか。また、今回、次の補正に出てくるんでしょうけれども、弁護士が100万以上もかかる。何十万取るかわからないんですけども、100万もかけ

て一々そういう方に法的措置をとらなきゃならないのか。そういう契約上、不履行した場合、町として強制退去できないものか。そういうのをきちっとしていかなければ、こういう問題、次々起こりますよ。そのたびに100万ずつの弁護士料払うんですか。これは行政の怠慢としか私は言いようないと思いますよ。きちっと……。町営住宅に入りたい方、待ってる方いっぱいいるんですよ。それを何年も放置して、最後には100万も200万もかけて弁護士を払って法的手段しかとれないのか。強制退去は町の職員でできないのかお伺いします。

議長（大須賀 啓君）
都市建設課長高橋 久君。

都市建設課長（高橋 久君）

このように滞納が重なったということは大変申しわけなく思っております。職員も一生懸命未納の回収に努めてきたところでございますけれども、結果としてこのようになっておりますことについては、大変申しわけなく思っております。

強制退去の話でございますが、明け渡し請求については既にいたしておりますして、素直に出ていっていただければ何ら問題はございませんけれども、そこで賃借契約の関係で、貸し主が一方的に借り主に対して請求を起こして退去させるといったことができるかという、必ずしも一方的な理由ではできないと。公正な理由がなければそれを強制的に執行することはできないと。その公正な理由として求めるためには裁判以外にないと。この場合、金銭と、それから不動産の明け渡しがございます。両面から強制執行かけてまいりますので、裁判所の判決いただかないと法的には厳しいものがございまして、今回の法的措置になったものでございます。

議長（大須賀 啓君）
平渡高志君。

4 番（平渡高志君）
そのために保証人をつけますよね、借りるとき。やはりそういう方もし

っかりした人をつけないと……。保証人も支払い能力のない人を保証人にしている。そういうのはやっぱり最初の契約をきちっとしないから、いろんな問題等々ありますけれども、きちっと手続にのっとってやれば私はこういう問題は早く解決できるのかなと。やはりそういう、民間であれば、こういうような状態でなく、すぐ明け渡しはさせるような……。アパートでもそのとおり、滞納、3カ月も納めなかった場合はやっぱりそういう手段をとりますよね。ですから、保証人もちゃんとしっかりした方をして、第三者からも取れるような感じにしておかないと……。ただ名前だけ載せて、親とかいろんな、いいけれども、支払う能力ない人を保証人にしていること自体おかしいと思うんですよ。こういうのをしっかりやっぱりやっついていかないと、こういう問題、今から次々起こると思いますので、その点を……。

議 長 （大須賀 啓君）
都市建設課長高橋 久君。

都市建設課長 （高橋 久君）

ただいまご指摘のとおり、保証人につきましても、支払い能力、本人以上の収入のある方を町内の居住者から出していただくことが原則にはなっておりますけれども、特別町内に身寄りのない方については、町外の家族、親族の方をお願いするようなケースもございます。そういった場合でも、その保証人を立てる場合、そういった条件でなっているところではありますけれども、長年住んでいる間に状況も変わることもあります。そういった意味で、その辺のチェックも今後進めていきたいというふうに思っております。よろしく申し上げます。

議 長 （大須賀 啓君）
14番中川久男君。

14 番 （中川久男君）

前者に同じなんですけれども、すべてがおくれてるんですよ。今前者が申したとおりですね、保証人が、この方は平成6年、そして13年に保証

人をかえてますね。その保証人は町内の方なんですか。やはりそういう方のお願い文というのは、やっぱり保証人に対して、何のための保証なのか。私も一つか二つぐらいあると思いますけれども、やっぱりそういう中で、そのための契約書の中に保証人。もしよそのローン会社であれば、本人が支払わなければ、もう次の日から請求が来てますよ。それを、こういう長い年月の間に非常に……。一番新しいアパートの中で、だれでもが臨時的にそのアパートをお借りして、5年、10年後には独立して南にでも家建てっぺという意欲のある人たちが非常に利用していると私は思うんですけれども、やっぱり平成6年からこれだけの年月をかけて、これだけの未納額が出るということになれば、私は年度年度に保証人をお呼びして、あなたの精算をしなければ継続できませんよと。そして、前者も申したとおり、120万の滞納を101万だかかけて、弁護士料かけて、残りの精算はどのように町に入るんですか、その辺をお聞きしたいと思います。

我々、ここに上げられても、やはりこの方の保証人がどういう理由でこの2回目に保証人がかえられているのか。やはり我々、西原そのものが、やはりそういう能率的なことがあるのであれば、保証人を立てた中で、じゃあ木造住宅の3,000円なり5,000円なりを利用していただけないかとか、いろいろな方法がこれまであったと思います。この西原のアパートは、だれでもが応募した場合はもう率先して入居希望出しますよね。それをこのような状態に放置しておったと、最後には弁護士だと。やっぱりその前に、この経過報告はありますけれども、この中でどのような保証人さんとのお話し合いがなされたのかをお聞きします。

議長 （大須賀 啓君）

都市建設課長高橋 久君。

都市建設課長 （高橋 久君）

まず、保証人につきまして平成13年にかわっております。この方、実は離婚された方のございまして、その前はだんなさんの名義で入っておったんですが、その後だんなさんが出ていったので、その後を引き継いで奥さんがそこに住むこととなって、その際に、その奥さんのお母さんに、町外でございましてけれども、その方に保証人になっていただいたという経過が

ございます。こういった状況になっておりますので、当然、本人、保証人の方にもご連絡をとらせていただいております。

ただ、その当時と現在の生活状況が若干違ってきている部分がございます。収入面では違ってきている部分がございます。そういう状況も考え、兼ね合わせまして、これを裁判の中できちっと、どのように回収するのか、支払っていただけるのか、その辺も明らかにしていきたいというふうに思っております。

議 長 （大須賀 啓君）
14番中川久男君。

14 番 （中川久男君）

だから、課長ね、その保証人さんが親、おふくろさんなったのか何か私は大体わかるんだけど、その人たちの場合は、やっぱりそういう、町外でもやっぱりそういう未納を起こしているとか、町民税を納付していないとか、そういう方々が保証人にはなれないわけですよ。その辺のいきさつをちょっともう少し皆さんにお知らせしていただければいいんだなと。逆に、この訴訟を起こして、この120万の徴収がなると。弁護士料を101万だか払うと、そして滞納金の滞納額に対して利息がついてるわけです。町に入るお金は幾らですか、もしそれが決定した場合。

議 長 （大須賀 啓君）
都市建設課長高橋 久君。

都市建設課長 （高橋 久君）

保証人につきましての経過につきまして、先ほど申しあげましたそういった家庭の状況を勘案して、届け出があって、それを承認したという経過でございますけれども、この弁護士費用と今回の未納額の債権、この差額が実質的には町のものになるということでもありますけれども、その差額として、100万円と127万円の差ですから27万円ほど、20万円ほどの収入を見ているというような状況にはございます。

議 長 （大須賀 啓君）
中川久男君。

14 番 （中川久男君）

課長が担当してからの今までの引き継ぎだろうけれども、保証人さんが町外の方、そのどこ何もざっくに皆さんに報告して、名前まで挙がってるんですからね、どこの保証人さんがたまたまそういう手続のミスで保証人、家庭の事情でなったのかね。保証人というのは、この人のために何かあったとき支払う義務を優先的に……、本人よりも大変なんですよ、保証人。その辺が明確でないんでないですか。やっぱりそういうときには保証人が、「あなた、ここの住宅にいたら2万円ずつ払わんねんだから、何とか都市計画課に相談して、木造住宅だり、山ノ神住宅だり、蔵下住宅だ、移動したら4,000円だり5,000円になっぺ」と口説くのが保証人でないですか。保証人が払う義務ができない人を保証人にしたら、町でそれだけの指導権を持って誘導するべきですよ。もう1回……。

議 長 （大須賀 啓君）
都市建設課長高橋 久君。

都市建設課長 （高橋 久君）

確かにおっしゃるとおりでございます。その当時、支払い能力があった方でありましてけれども、その後の状況も勘案して、そういう状況も今後実態もまだ調査しながら、しかるべき方に保証人になってもらうような努力をしてまいりたいというふうに思っております。

議 長 （大須賀 啓君）
中川先生、3回だから終わり。
5番堀籠英雄君。

5 番 （堀籠英雄君）

この2人の収入、19年、20年合わせますと三百数十万円ずつ所得あるんですね。何とか提訴しないで話し合いでできなかったんですかね。結局、

最終的には20何万円、それが、これからいろんな中の修繕費等々に充てるとそのぐらいかかってしまうんだね。結局ゼロに近くなってしまうんですよ。その辺の考え、ちょっとお伺いします。

議長 （大須賀 啓君）
都市建設課長高橋 久君。

都市建設課長 （高橋 久君）

ただいま年収の話がございました。産業建設常任委員会のときにお話をした経過がございます。確かにそのくらいの年収がございまして、これまでもそういった指導をしてきたところでございます。この年収につきましては、ご本人とだんなさんの給料、あるいはパートの合算でありますけれども、そういった中で支払いとして難しい状況ではなかったんじゃないかと。確かに平成17年度におきましては、家賃額を上回る、未納額も含めた額で納めていただいているわけですから、そういったところを勘案すると、いろいろ家庭の状況あったにしろ、支払えない状況ではなかったんじゃないかと。この際にも何度かお邪魔したり、あるいは呼び出しをして指導はしてきたという状況でございます。

議長 （大須賀 啓君）
ほかに質疑ありませんか。1番藤巻博史君。

1 番 （藤巻博史君）

私も産業建設の方で聞いておりますので、この方については、これはなかなかのっていうので、この件については、やってもらうしかないということでございますが、ただ、私お聞きしたいのは、今総務省の方でも、こういうご時世の中で、いわゆる福祉的な対応も重視しなさいということだと思うんです。ということでなされていると思うんですけれども、都市建設課、それと保健福祉課ですかね、そういう対応をされている方っていうんですかね、そういう方の数なども教えていただければと思います。

議 長 （大須賀 啓君）
都市建設課長高橋 久君。

都市建設課長 （高橋 久君）

住宅の中には高齢者もいらっしゃいますし、また生活保護を受けている方もいらっしゃいます。生活保護を受けている方は、確かな数字ではございません、数名いらっしゃいます。そういったことで、その中でも、そういう状況の中で家賃についてはきちっと納めていただいている方々でございます。

議 長 （大須賀 啓君）
藤巻博史君。

1 番 （藤巻博史君）

ちょっと聞き方悪かったかもしれないんですけども、要するに今入居されている方でそういう方というよりも、聞き方を変えれば、多分いろいろ事情を聞いた上で、「あんた、あっちさいがいん」とかっていう、そういう対応もなされて……、あっちさってという言い方はちょっと正確でございませぬね。きちんと暮らしを立て直すということと、それなりの行政的……、「福祉的な援助の相談もしてみたら」とか、そういう指導もなされていると思うんですが、そここのところを確認したいとお聞きしました。

議 長 （大須賀 啓君）
都市建設課長高橋 久君。

都市建設課長 （高橋 久君）

そういった意味で、生活に係る……、納付指導とあわせて、生活指導にもなりますけれども、収入状況はこちらで把握しておりますので、それにあわせて計画的に少しずつでもいいからということでお話は申し上げてきたところでございますが、いかんせん、このような状況になってしまったというもので、経過でございました。

議 長 （大須賀 啓君）

ほかにございませんか。10番浅野正之君。

10 番 （浅野正之君）

これ確認の意味であります。過般の産業建設常任委員会のときは、議会の議決、いわゆる法的措置の流れで、訴えの経緯、今回の議案書は「提起」なんでしたが、産業建設常任委員会のときは「提訴」だったんですが、このちょっと言葉の意味について確認しておきたいと思います。

議 長 （大須賀 啓君）

都市建設課長高橋 久君。

都市建設課長 （高橋 久君）

今回、「訴えの提起」としております。訴えの提起のことを提訴というんだっていうふうに理解したので、ここは常任委員会のときと異なりまして、正しく直させていただいたというふうなことでございます。

議 長 （大須賀 啓君）

ほかにございませんか。12番上田早夫君。

12 番 （上田早夫君）

7月の25日、これ入居取り消しになっているんですけども、町として本当に強制執行みたいな行動、本当にとったのかとらないのか今までの議論だとよくわからないんですけども、どこまでとったのか。それをしないと、また二段、三段こういうものが出てきても問題解決しないと思うんです。その辺のところ、もうちょっと詳しく説明して……。

議 長 （大須賀 啓君）

都市建設課長高橋 久君。

都市建設課長 （高橋 久君）

今回の、ただいまのご質問の、強制的な執行までの手順、それに従って

措置したかということでございますが、この事務の流れに記載のとおり、法的対処にも移りますよと何度も催告、あるいは訪問して指導して、そういった形で説明もし、それから文書でも差し上げて、それから最後通告みたいな形で明け渡し請求も行ってきて、それに何回も救済措置もあわせて行うような体制をとりながらも、最後まで来てしまったということでございます。ですから、ここまで来ますと、あらゆる調停は打ち切りとさせていただいた。このことについては文書でも本人に通知しているところでございます。

議 長 （大須賀 啓君）
上田早夫君。

12 番 （上田早夫君）

このあれで7月25日入居取り消しとなっておりますよね。入居取り消しということは、入居しているところを空っぽにするのが入居取り消しだと思っているんですよね。今の説明だと、それをやったのかやってないのかわからないというのが私の質問の意味なんですけれども、例えば玄関にある靴とかあれは全部外に出す、そういうことを全部家具を外に出す、これが入居取り消しだと思うんですよ。それをやってるかやってないかがちょっと今の説明だとよくわからないので、本当にそこまでやって出したのかどうか。たんすを出す、何を出すって、入居取り消しですから強制執行する、そういうことをしっかりやったのかやってないのか、ちょっと教えてください。

議 長 （大須賀 啓君）
都市建設課長高橋 久君。

都市建設課長 （高橋 久君）

家財道具を出すとかという形で入居取り消しだということで、職員が行ってどんどん出したというような形にはなかなかまいりません。これは生活権とかいうふうに言われている、賃借権の中にありまして、そういった場合でもやっぱりきちっとした法的措置をとって対応しないといけないこ

とになっております。したがいまして、きちとこちらではそういった形で、明け渡してくださいということによって、なおさら居座っている状況にあるということですから、強制執行に移らざるを得ない。したがいまして、その第三者からも正当な理由としてのものをもって法的に対処しないといけないというような状況に現在あるということでございます。

議 長 （大須賀 啓君）
上田早夫君。

12 番 （上田早夫君）

相手の人が、入居取り消しだっていって、わかってて居座ってるわけですよ。そしたら、それをわかってて居座れば、居座り得たというような意識があるんじゃないですか。それを打ち消すような行動を町としてとったかからないか、これが一番大きい問題だと思うんですけども、いかがなんでしょうか。

議 長 （大須賀 啓君）
都市建設課長高橋 久君。

都市建設課長 （高橋 久君）

町としてできる限りのところをやったというふうに思っております。力づくでということにはなかなかまいりませんので、そこはきちとした判断、判決をもって執行すべきだというふうなことで、今回提起をいたしたものでございます。ですから、手続上はこれまできちとし、本人に説明してきたと。なおさら居座っている状況なものですから、現在の入居家賃については最高限度額の2倍相当額で賦課しますよということを伝えているところでございます。

議 長 （大須賀 啓君）
上田さん、3回ですから。
11番鶉橋浩之君。

11 番 (鶉橋浩之君)

確認の意味でなんですが、今回、15年度から未納額発生として説明資料にあります、これ以前は納付されていたと理解していいのでしょうか。それから、今回は家賃の納入に関する明け渡し提訴なんですが、上下水道料の関係、これ滞納がないのでしょうか。それから、今回、これは補正予算の方で聞こうと思ったんですが、この127万円に対して105万円ですか、これはやっぱり一つのこういう根拠というものが額に対して決められているものなのか。その弁護士料の根拠となるものは何なのか、ついでだから伺っておきたいと思います。

議長 (大須賀 啓君)

都市建設課長高橋 久君。

都市建設課長 (高橋 久君)

1点目の納入状況でございますが、古いものから順次納めていただいておりますので、未納額として残っているのが15年から……、16年度分からのものとなっているところでございます。ですから、それ以前についてはございません。

それから、弁護士料の算定でございますが、これは、住宅、アパートの不動産の価格によって算定するよう弁護士基準で決められておまして、そこから減価償却をしても、なおかつその値段はこのぐらいになると。その弁護士料の基準に従った料金で算出されたものでございます。ただ、この中に強制執行料の着手金、これ10万円ほどなんですけれども、それも含まれてのものでございます。

議長 (大須賀 啓君)

上下水道課長渋谷久一君。

上下水道課長 (渋谷久一君)

上下水道料金の滞納ということでございますけれども、金額等は今ここではつきり確認はしてませんけれども、私もずっと、滞納者、確認してまします。一応この方につきましては滞納料金はございます。こちらでございま

す。こちらでそれぞれの4カ月ごとの単位での停水要求とか、そういう手続の中で分納で入れてもらっている状況でございます。

議 長 （大須賀 啓君）
 鶉橋浩之君。

1 1 番 （鶉橋浩之君）

以前のいわゆる未納額は無いということですから、かつて不納欠損処分した額は無いと理解してよろしいんですね。

それと、上下水道料の関係なんですけど、強制撤去を求めるんですから、恐らく再三督促をしても、そこまでいくのかどうか、納入までいくのかどうかちょっと危ぶまれるんですが、それは今回の提起の中に含まれなかったのかどうかお伺いしたいと思います。

議 長 （大須賀 啓君）
 都市建設課長高橋 久君。

都市建設課長 （高橋 久君）

不納欠損についてはございませんでした。その他の事案のことについてはありません。今回は町営住宅の使用料と、それから退去の関係での訴えですが、弁護士とも相談して、いろんなことを相談してまいりたいというふうに思っております。

議 長 （大須賀 啓君）
 鶉橋浩之君。

1 1 番 （鶉橋浩之君）

相談してまいるというのは、その未納の上下水道料も含めることが可能かどうかを協議をするということですね。はい、了解。

議 長 （大須賀 啓君）
 ほかにございませんか。

ないようですから、これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ声あり

討論なしと認めます。

これから議案第68号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5「議案第69号 平成21年度大和町一般会計補正予算」

議長（大須賀 啓君）

日程第5、議案第69号 平成21年度大和町一般会計補正予算を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑ありませんか。8番堀籠日出子さん。

8番（堀籠日出子君）

それでは、2点お尋ねいたします。

事項別明細書の16ページ、土木費の公園費の需用費なのですが、これは説明では三峯公園の修繕費という説明だったんですが、この修繕の内容をお尋ねいたします。どのように修繕されるのかお尋ねいたします。

それから、20ページの教育費、5の教育ふれあいセンターの件で関連で質問いたします。このふれあいセンターなのですが、これ先週の日曜日の町民運動会的时候、吉田のふれあいセンターは北側が入り口なので、なかなか南側の犬走りを見ることができなかつたんですけれども、先週の日曜日の町民運動会的时候に、南側の犬走りがコンクリートが劣化してぼろぼろになっているんです。なもんで、その辺の方は担当課として把握しているんでしょうか、お尋ねいたします。

議長（大須賀 啓君）

都市建設課長高橋 久君。

都市建設課長 （高橋 久君）

三峯公園の修繕料の件でございますが、これにつきましては公園の街灯の灯具ですね、灯具の交歓・修繕費用でございます。公園の灯具の修繕ということでございます。街灯です。

議長 長 （大須賀 啓君）

教育総務課長織田誠二君。

教育総務課長 （織田誠二君）

ご質問のふれあいセンター、吉田の教育ふれあいセンターの南側の犬走りということなんですけれども、劣化状態、ちょっと私も今把握はしてないんで、これからちょっと確認はさせていただきたいなと思いますけれども。

議長 長 （大須賀 啓君）

堀籠日出子さん。

8 番 （堀籠日出子君）

ふれあいセンターの件につきましては、ぜひその状態を把握いただきまして、早目の修理をお願いしたいなと思います。何か子供たちが犬走りを走るものですから、それにつまづいて転んだりしたら結構大きなけがするんじゃないかなと思いましたので、ぜひお願いします。

それから、三峯公園の街灯の修繕、あの街灯、あそこってほとんど太陽光発電でなってる街灯じゃなかったかと思うんですけれども、あそこの公園付近の街灯だと何基あるんでしょうか。そしてまた、これ、太陽光発電の修繕だとすると、できれば、結構あれ、何かバッテリーがだめになって大分何年間ぐらい街灯機能を果たしてなかったと思うんですけれども、街灯、公園だけ付近の修繕なのか、それとも三峯地区全体の中にも防犯灯があるはずなんです、それらも一緒に修繕の中に入っているんでしょうか、お願いいたします。

議 長 （大須賀 啓君）
都市建設課長高橋 久君。

都市建設課長 （高橋 久君）

今回修繕するのは公園の中の5基、5灯というか、これの修繕でございます。太陽光発電でのものでございまして、しばらく消えてた経過がございます。その際に電気屋さんにもちょっと調べてもらったんですが、どうもバッテリーではないかというふうなことでありました。なお、もっと詳しくちょっと調べてみたら、その部分、少し弱っている部分はありますけれども、機能としてはまだもつということで、灯具の方に少し欠陥があったということがわかりましたので、その辺を今回修繕していきたいというふうに考えているところでございます。

議 長 （大須賀 啓君）
堀籠日出子さん。

8 番 （堀籠日出子君）

あそこ大分、バッテリーが調子悪くて、真っ暗な時期が何年かすごく長い時期あって、地元周辺の方々からは公園に人が集まっても真っ暗で何してるかわかんなくて怖いという苦情も大分来てました。そんな中で、公園の付近の修繕もいいんですけれども、関連して、この敷地内の修繕にも…、多分防犯灯が何基かあるはずなんですけれども、その辺の防犯灯のことについては検討はなされてないんですか。

議 長 （大須賀 啓君）
都市建設課長高橋 久君。

都市建設課長 （高橋 久君）

今回の修繕につきましては公園の敷地内の街灯でございます。道路沿いにあるものもございまして、それについては防犯灯の方で修繕をしていくというふうな考えで、ですから全体として修繕していきたいというふうに思っております。

議 長 （大須賀 啓君）

ほかに質疑ありませんか。15番中山和広君。

15 番 （中山和広君）

中学校費でまずお伺いしますが、施設整備費で備品購入費 2,824万 6,000円、その説明を聞きますと、地上デジタルテレビとか何点かあって、さらに大和中学校の吹奏楽の楽器を購入するということの説明だったと思います。大和中学校、これまで吹奏楽部の部員は吉岡の子供たちしかいなかったわけでありましたが、今は各区、いわゆる各地区といいますか、の子供たちが吹奏楽部に入っているという中で、どのぐらいの楽器を買うのか。以前には個人的に持っていたという方も話を聞いたことがあるんですが、これですべて吹奏楽の楽器として間に合うくらい購入するのかなど、その辺をお伺いしておきたいというふうに思います。

それから、文化財保護費で委託料として 316万 6,000円計上されているわけでありましたが、これも説明を聞きますと、升沢の民具、これを嘉太神分校に移転をするといいますか、移設をするというような、もう一つは、古民家の部材、これも処分をするというような、再利用といいますか、そういうことではありますが、この古民家については、どういう形で再利用する計画なのか、そのことをお伺いしたい。私はこのことについては、いずれネットオークションで処分をしてはどうかという、そういう提言案もしてきた経緯もあるわけでありますから、この再利用についてはどういう形で再利用するのかお伺いをしたいと。以上であります。

議 長 （大須賀 啓君）

教育総務課長織田誠二君。

教育総務課長 （織田誠二君）

大和中学校の吹奏楽部の楽器購入に関しましてですが、今回、購入要望を取りまとめるに当たりまして、中学校の方とよく連絡とった中で、中学校の方から上がってきた楽器について、ほぼ数的、数というか、種類のには十分な数を今回予算要求させていただいているというところでございます。個人で使用されている楽器がどのくらいあるかというようなことに

については、私の方でちょっと把握はしてないところがありますけれども、今回の購入により、個人のものを使わなくても十分に間に合うというふうな考えというふうなことで思っております。

議長　長　（大須賀　啓君）

生涯学習課長八島勇幸君。

生涯学習課長　（八島勇幸君）

文化財保護費の委託料でございますけれども、この委託料 316万 6,000 円の内訳でございますけれども、これにつきましては古民家の加工委託というふうなものが 140万円ほど、それから文化財の移送というふうな形で、升沢の民具類を移送するというような形の委託分が 135万円、それから移送先のいろんな棚とか、そういった設置のための委託というふうな形で40万円、締めて 316万 6,000円というふうな形になっているところでございます。

古民家の部材再利用につきましては、これまで貴重な文化遺産というふうな形で保存してまいりましたが、大分長い年月たちまして現地での再建というふうな形につきましては不可能な状況がございまして、今回、民間の保育所設置に伴いまして有効利用、活用というふうな形で加工委託というふうな形を考えさせていただきました。

できれば、その民間の方々、あるいはその他のの方々へ、再度建てていただく方があれば、そういったの方々への無償・有償というふうな形で検討いたしまして、再利用を考えていただければと思うところではございますけれども、時間が差し迫っておりますので、とりあえず町の道路とか公園への部材というふうな形で、ある程度の、細く加工いたしまして、140万円というふうな形での中身で計上させていただいたところでございます。以上でございます。

議長　長　（大須賀　啓君）

15番中山和広君。

15 番 (中山和広君)

まず、大和中の吹奏楽の楽器ですね、これは課長の今の説明で了解をいたしました。私、この前の町民運動会、中学校の吹奏楽部の生徒が生で演奏してくれたということで、ああいう子供たち、さらに意欲的に活動に取り組んでいるわけでありますから、十分にそういう楽器等については供給できるような、そういうふうであればと、体制であればというふうに思っておったわけでありますが、今の課長の答弁を聞いて安心をしたところでありますが、なお個人のものを使わなくても間に合うような、そういう整備はぜひすべきだというふうに思っております。

それから、古民家の、これもしばらくなるわけでありますが、いよいよ処分するために細切れ、これ、いわゆる余り長くて二つに切るとか、そういう加工だという意味なんですね、再利用の加工というのはね。今の説明ではそういうことなんですね。いいです、今から言いますから、もっとね。そういう中で、このことについては大分東北民俗の会に振り回されてきた経緯があるわけでありますから、彼らにもそういう責任を負わせる、そういうことはしなくてもいいのかな。これ、すべきじゃないかと私個人的には思うんですね。その辺はどういうふうに考えてますか。以上の点について伺います。

議長 (大須賀 啓君)

生涯学習課長八島勇幸君。

生涯学習課長 (八島勇幸君)

古民家の再利用の関係につきましてご説明をさせていただきたいと思っております。

今考えておりますのは、大変立派な部材でございますけれども、ある程度、10センチくらいのチップ材くらいの形にいたしまして、そういった処理するところにつきましては、仙台、泉区内にそういった工場があるというふうなこともございますから、見積もりにつきましては、そういった形で考えさせていただいたところでございます。

それから、2点目の東北民俗の会のお話を訴えるかというふうなことにしましては、ちょっとそこまでは考えてございません。以上でございます。

議 長 （大須賀 啓君）
中山和広君。

15 番 （中山和広君）

そうすると、チップにして処分するという考え方なんです、今の課長の答弁からしまして。

それから、もう一つは、東北民俗の会にそういう話をする考えはないということではありますが、これはお金も使わせられ、しかも、これまでいろんな面で私は町としてこのことについての負担も多かったやに思っておりますから、せめて一言、言うことぐらいは言っておかないと、後々のことにもつながるのではないのかなというふうに思いますので、改めてそのことを伺っておきたい。以上です。

議 長 （大須賀 啓君）
生涯学習課長八島勇幸君。

生涯学習課長 （八島勇幸君）

古民家の部材につきましては、どこでも引き取り手とか購入先がなかった場合、そういった対応というふうな形で費用を計上させていただいてございますので、どこかで有効的な活用がございましたら、そういった対応もこれから進めてまいりたいと思います。

それから、東北民俗の会、例えば裁判に訴えましてそういった費用を取るとか、そういった考えはございませんけれども、これまでこういった報告をいただきまして、町としても多額の費用を要してきたわけでございますので、そこら辺につきましては町としてきちとしたお話を今後させていただければと思っているところでございます。以上でございます。

議 長 （大須賀 啓君）
ほかにございませんか。6番高平聡雄君。

6 番 （高平聡雄君）

それでは、4ページ、学校ICT教育費国庫補助金の歳入について伺います。

これはテレビのデジタル化と、あとパソコンの整備ということで、経済緊急対策の一環として学校ICTを進めるというお話、報道なされておりましたので、それに乗ったということではありますが、一つの情報によりますと、このシステムあるいは機械そのものについて、指定をされてきているのではないかという話があるんですが、それは本当かどうかということをお伺いしたいということと、あとは、教育ふれあいセンター、もとの中学校であります。今回の学校ICTの範囲の中に含めているのかいないのか、その辺についてお聞かせをください。

続きまして、先ほどさまざまな議論があったんですが、住宅管理費の中の17ページの弁護士委託料について伺います。

この予定されている弁護士というのは既にもう選定を終えられているのか、まずお聞かせをいただきたい。あわせて、仮に選定済みの場合、これはどういう経歴の持ち主の弁護士の先生なのか教えていただきたい。

それと、費用のうちの一部が代執行へ行くための費用ということで、先ほど10万云々というお話いただいたわけですが、これの支払いの考え方、この100万円を総予算とした場合の相手先との支払い、例えば着手金は何%で、仮に滞納金額が100%入った場合には何ぼだとかっていう、そういう変動型なのか、あるいは固定してその金額をお支払いされるのか、その辺の考え方をお聞かせいただきたいのと、先ほどの答弁の中に、これに着手するに当たって、産業建設常任委員会の方に報告した中に、本人の財産についてある程度報告をされたというふうに先ほど私の耳には聞こえたわけではありますが、この本人あるいは保証人に対する財産調べは済まされていらっしゃるのかどうか、その辺についてお聞かせをいただきたいと思えます。

続いて、20ページの文化財保護費、先ほども質疑あった中の文化財の移設先のお話なんですが、これは分散して移動したいという旨のお話であったように説明で伺いました。それは教育ふれあいセンターというような、言ってみれば3カ所、どこか1カ所を指定してそういう示し方をしたのか、あるいは教育ふれあいセンターという名の3カ所を活用するというようなことで申されたのか、その辺についてお聞かせをいただきたい。以上です。

議長（大須賀 啓君）

教育総務課長織田誠二君。

教育総務課長（織田誠二君）

学校ICT環境整備事業に関連しまして今回整備しようとするものが、50インチのデジタルテレビ、それから教師用パソコン、それから校内のLAN、ネットワークの整備というようなことで考えております。

先ほどのご質問のシステム機器の指定があるかどうかというようなことの質問でございますけれども、機械につきましては、テレビにつきましては50インチというようなことの指定はございますが、それ以外のメーカーとか、それ以外の附属的な性能とか、そういったものについての指定は特にはなく、大きさとしての指定はテレビで50インチというものはございます。それ以外については特に指定というようなことはないというふうに考えております。

それから、教育ふれあいセンターについて今回の導入についてということなんですが、今回、教育ふれあいセンターについては対象としては考えておりません。あくまでも小中学校については、現在の小中学校のみというようなことで考えております。

議長（大須賀 啓君）

都市建設課長高橋 久君。

都市建設課長（高橋 久君）

それでは、今回の家賃の関係の裁判に関する弁護士のことでございます。既に選定というか、依頼をしたところでございまして、町の顧問弁護士でございます〇〇弁護士にまず相談をいたしまして、そこで共同で事務所を構えておられます、今回、担当は〇〇〇〇弁護士ということになりました。この方につきましては、東北大学法科大学院の教授もされている方ということでございます。この方にお会いをして、お願いすることにしたところでございます。

それから、着手金の話でございますけれども、これから事務所と詰めていきたいというふうに思っております。

あと、その変動型になるかということですが、この場合ですと不動産から算定された弁護士費用という算定基準があるわけですが、それで今回は予算措置をお願いしたところですが、変動要因があるかどうかは確かめていきたいというふうに思っております。

それから、相手方の財産でございますが、本人の財産はパート収入だと思います。パート収入だけですね。車とかは旦那さんの名義になっていると思いますけれども。それから、保証人の財産状況につきましては、そこまでまだ調べておりませんで、必要があれば、これから調べていきたいと思っております。

議 長 （大須賀 啓君）

生涯学習課長八島勇幸君。

生涯学習課長 （八島勇幸君）

旧JA跡地にあります民具関係でございますけれども、この移設先でございますけれども、まず升沢地区の民具につきましては、件数で約5,000点くらいの品物がございます。そのほかに出土品というような形で整理箱に収納したものが現在250点くらいございまして、こういった移設先につきましては、教育ふれあいセンター、それから嘉太神分校のあいているスペースを使いましてというような形で考えてございます。

このほかにも、発掘整理といたしまして当方の文化財班が作業している場もございまして、こういった場所につきましては、各地区のふれあいセンターの活用されていない部分を今後協議しながら順次進めてまいりたいと思っております。以上でございます。

議 長 （大須賀 啓君）

高平聡雄君。

6 番 （高平聡雄君）

それでは、一つ目の学校ICTについては、機械はこちらの方で言ってみれば入札の金額の一番お買い得のところと同じような仕様のもので置くということになる。心配したのは、これまでの設置されているものと当然

互換性のあるものだとか、あるいはロスしないというような考え方も当然あるんだろうというふうに……、町の独自性があるのであれば、それは大変結構なことだろうというふうに思います。

一つ疑問というか、教育ふれあいセンターは今回対象外だというようなお話で、これは学校ではないというようなことなのかどうかですが、所管課、大和町の場合の所管課としては、これは教育委員会で所管している施設でありますし、そのデジタル化というのは、この間も議論させていただきましたけれども、テレビ等については来年、再来年度まで整備しなきゃならないというようなところも迫られておりますし、教育ふれあいセンターにも職員もいらっしゃるわけでありますので、どのぐらいの台数、極端に多くなるわけではないというふうに私は思いますので、ぜひ含めるべきでないかという観点からお答えをいただきたい。

あと、弁護士費用についてであります。これは例えば回収額50%の場合、0%の場合、100%の場合、当然、成功報酬、それ連動するというのが基本的には当たり前のことではないかと。回収ができないものに100%のものを払うということはありませんと私は思います。ですから、当然、固定的にかかる費用と変動する部分というのはあって当然だというふうに思いますが、考え方の中にそういうことを含めていただけるものかどうかお聞かせをいただきたいというふうに思いますし、保証人については財産調べをされていないと。これは保証人、連帯保証人の場合は当然債務者と同等の責任が発生しておるわけでありますから、これは当然調べてしかるべきものだろうというふうに私は思いますし、含めて、提訴先として同時に保証人も加えるべき、それもあわせてですね、同じ金額を加えるべきではないかというふうに考えるわけでありますが、なぜそういった形になされていらっしゃるのか理由を伺いたい。

それと、3点目の民具について、お答えの中に、嘉太神分校でしたか、も含めて、言葉として気になったのが、「あいてるスペースへ協議した上で移動したい」ということ、こういう考え方で果たしていいのかということですね。文化財として仮に保管をされていく上で、あいてるスペースに分散して置くというのは、当然、遺失、破損、管理不足ということにつながっていくというのが私は目に見える。

本来、これは升沢を中心とした歴史的な文化財だというようなことで、

保存しようということで始まったことだろうというふうに思いますので、嘉太神分校等という位置づけについては非常に妥当だろう、ふるさとに近いということで妥当だろうと。次にその地域に近いのは吉田の教育ふれあいセンターであろうというふうに思います。今後長い期間で保護をしていくという観点であれば、本来であれば、今言った吉田地区内で一括管理をされて、十分に後世へつなげていくという考え方が必要なのではないかと。いうふうに私は思いますが、考え方を課長に伺います。

議 長 （大須賀 啓君）

教育総務課長織田誠二君。

教育総務課長 （織田誠二君）

最初に、テレビ、それからパソコン、LAN整備、その辺につきましては、町の方の競争入札、契約にのっとりまして契約ということになりますので、今学校の方で使ってますパソコン、既に入っているものもごさいますし、そういったものと整合をとりながら町としてのものを考えていきたいということでおりますので、その辺についてはそういうことで考えていきたいと思っています。

それから、デジタル化、これはテレビに関してだというふうに理解するんですけども、これ当然デジタル化、全部の公共施設にあるデジタル化、進めなければならないというふうに考えておりますが、今回につきましては、あくまでも学校ICT環境整備事業という国の補助金を使っの整備というようなことで、対象を小中学校に絞ったということでごさいますして、いずれ教育ふれあいセンターにあるテレビ等のデジタル化については進めていかなければならないというふうに考えております。

議 長 （大須賀 啓君）

都市建設課長高橋 久君。

都市建設課長 （高橋 久君）

弁護士報酬のその支払いの条件の中で、固定と変動部分、成功報酬の部分と、通常そういう形でなされているというふうに思っておりますが、今

回またその弁護士と一度お会いして、そういった状況、詳しくまだ聞いてない部分もごございます。これを早速確認していきたいと思いますが、いずれ固定としてなるのかなという認識でいたもんですから、この額を支払わないといけないのかなというような認識でいたところをごございます。改めてこの変動部分について、あるのかないのかということも確認してまいりたいというふうに思います。

それから、保証人に関しての扱いでございしますが、当然この本人と同等の扱いをしてまいらないといけないというふうに思っております。したがって、財産の調査、別な他町村で家族と一緒に住まいになっている、その財産状況ということも当然調べさせていただくこととなりますけれども、現時点ではまだそこまで行ってなかったということをごございます。今後調べてまいりたいというふうに思っております。よろしく願います。

議長 長 （大須賀 啓君）

生涯学習課長八島勇幸君。

生涯学習課長 （八島勇幸君）

文化財の収納先の関係につきましてお話をさせていただきたいと思えます。

まず、「あいているスペース」というような表現でございましたけれども、これにつきましては、各地域でお使いになっているスペース、それから、これから考えられるスペースを除いて、その他の場所というような形で表現をさせていただきました。何か誤解を招くようなことで大変申しわけございませんでした。

それから、維持とか管理につきましては、中につきましては大変に貴重なものもございしますので、そういったものの振り分けをいたしながら、管理につきましては十分進めてまいりたいと思っております。

それから、升沢地区の民具につきましては、確かに地元、吉田地区のものでございまして、ただ、中には、今整理しているものにつきましては、各地区からいろんなところから出たものもございしますので、限らず、いろ

んな地域でふれあいセンターを活用させていただきたいというのが私どもの考えでございますけれども、これにつきましてはこれからいろいろ検討させてもらいたいと思っております。

それから、もう1点、文化財の発掘して、いろんな出たものを整理しておる場所もございますので、これらにつきましては、そういった場所、いろいろ検討しながら進めてまいりたいと思っておりますのでございます。以上でございます。（「休憩」の声あり）

議 長 （大須賀 啓君）

いいですか、途中ですが、休憩……（「もう1点で終わりますから」の声あり）

高平聡雄君。

6 番 （高平聡雄君）

済みません、時間とらせて。

その成功報酬のあり方というのは、これ常識ですね。債務、回収できる金額が定まってないわけですから、初めから固定なんていうのはあり得ない。それと、標準額で計算をしたということではありますが、これはあくまでも定価表でありますから、これについては十分な意見交換、議論をしていただきたいというふうに思いますし、あわせて、先ほどお答え微妙だったわけですが、強制退去が多分メインになってくる提訴であろうとは思いますが、それにつけても、先ほどさまざまな議論の中で、要するに債務に対する町のある意味では今後の方針を明確に示す第1回目の手法でありますから、これは保証人として同じ立場なんだということも当然理解をいただくためにも、本来、結果がどういう形になろうとも、片側に120万円、本人に120万円の額があるとすれば、同じく保証人にも同額の請求提訴をするのが私は当たり前だろうと。逆に言えば、片側だけでは手落ちになるというふうに私は考えます。また、同一で同一弁護士がやる場合には、2人だから倍になるということでもないと思っておりますからね、これは改めてやるとなると、また同じような費用がかかることとなりますからね、その辺も十分検討していただきたいというふうに思います。

それと、ICTの方ですが、これは、じゃあ町として、これは国からの

金額対象の物件とは当たらないというふうに町が判断したんですか、それとも国から、こちらでは教育ふれあいセンターも申請したけれども、これは対象外ですよというふうに言われて外したのか、その辺についてお聞かせいただきたいですし、もしこちらから最初から該当しないということで外したのであれば、それは再度検討すべきじゃないかということに対してお答えをいただきたい。

あと、教育ふれあいセンターへの分散のことについて、そういう誤解をして質問しているわけではなくて、要するに、文化財、何のために保存するのかということですよ。分散する程度の保存でいいのかという考え方なら、倉庫にただ置けばいいのかということであれば、保存の価値がさほどでないんでないかということなんですよ。ですから、私が申し上げているのは、例えば、博物館まではいかなくても、文化財保護館的な名称をつけた上で、同一箇所で……。保存するということは、どなたかが後から確認をしたり勉強したりなさるわけですよ。そういったことに十分に対応できる……。3カ所を見て歩くんですか、そういう方々、仮に。ですから、1カ所で管理をされて、経費も削減されながら、十分にその保護する価値に値するような保存されるべきだというふうに思うんですが、いかがですか。

議長 （大須賀 啓君）
都市建設課長高橋 久君。

都市建設課長 （高橋 久君）

弁護士費用の支払いについては、今後議論をしてみたいです。

それから、債務に対する連帯保証人に対する扱いですけれども、本人には退去それから返済を求めるわけですが、あわせて保証人にもその債務を求めていく、こういう方針で今回臨んでいるところでございます。

議長 （大須賀 啓君）
教育総務課長織田誠二君。

教育総務課長 （織田誠二君）

教育ふれあいセンターを今回の補助対象施設として加えなかったことについてでございますけれども、補助メニュー、国の方から示されました補助メニューの中には、学校とか公民館というような施設、そういったものも対象になるというようなことございましたけれども、大和町において公民館的な機能を持つまほろばホール等もあるんですが、あくまでも公民館というふうなはっきりした位置づけの中に設置された施設というようなことから、まほろばホールも該当しなかったというようなことございまして、そういった意味で、ふれあいセンターについては国の方の補助メニューに合致しなかったということで、最初から私の方で申請は上げてはいなかったところでございます。

議 長 （大須賀 啓君）

生涯学習課長八島勇幸君。

生涯学習課長 （八島勇幸君）

文化財の関係につきましてお話をさせていただきたいと思います。

当該文化財につきましては、升沢地区が集団移転なった際に、そういった方々の暮らしの非常に貴重なものにつきまして、いろいろご寄附いただきました大変貴重なものでございますが、ある程度、今後、移送に当たりましては整理しながら、とりあえず移して進めてまいりたいというような形で考えているところでございまして、究極につきましては、ある程度の展示いたしまして皆様にごらんいただけるのが本来の姿であろうかと思えます。この保存につきましては、高平議員おっしゃられましたように、効率的に、しかも大切に保存を考えてまいりたいと思い、今後、順次検討をいたしてまいりたいと思っているところでございます。以上でございます。

議 長 （大須賀 啓君）

ほかにありますか。

では、暫時休憩します。

休憩時間は10分間とします。

午前 11 時 21 分 休 憩
午前 11 時 30 分 再 開

議 長 (大須賀 啓君)

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑ありませんか。4 番平渡高志君。

4 番 (平渡高志君)

事項別明細書 7 ページの総務企画費ですね。15 節の工事請負費 3,306 万円ですか、これ解体費用ですね。旧大和農協の中に含まれているということですけれども、その中の、この説明があったんですけれども、69 号関係のまちづくり課のね。解約手数料、これ 3 年間、本年 4 月 1 日から 3 年契約で、今回、途中解約ということで違約金を支払わなければならないということ説明あったんですが、これちょっと聞き逃したか何だかわからないけれども、金額幾らになるのか。

あと、17 ページの消防施設費の中の工事請負費で 244 万 7,000 円、これはポンプ小屋ですね、消防ポンプ。これもあの施設の中に、旧大和農協の跡にあるのを壊して移設するといった費用ですね。これ間に合わなくて結局単費事業になるんでしょうけれども、やはりあれ、総務庁の方かなんかでこういう消防ポンプ小屋をするとき補助があるんですよ。それをやはり、今回は間に合わなかったから単費でやるんでしょうけれども、やはり随時、今からポンプ小屋なんかも見て、解体しなきゃならない、建てかえしなきゃならないというようなものがあつたら、まずもって、やっぱりそういう補助が出るのがあります。

それで、今みたいなただの小屋でなく、詰所タイプの、2 階が詰所になって下がポンプ小屋というような、仙台市、またこの前は七ヶ宿の方に行ったっけ、そういうのが見えたんですね。やはり今からどうしても、いろんな災害のたび、あるとき、やっぱり詰所、待機場所、いろんなそういう消防団員が詰めるところもやっぱり必要なのかなと。仙台なんかは全部その補助金を使って、仙台の消防団は詰所をできる小屋ですね、もうつくってるんですよ。多分それ、だからもっと町の方で勉強して、そういうのもつくっていけばいいのかと思うんですが、2 点、いかがでしょうか。

議 長 （大須賀 啓君）

総務まちづくり課長遠藤幸則君。

総務まちづくり課長 （遠藤幸則君）

まず、平渡議員さんから解体の部分に係る部分というようなことでありますが、警報機等の解約の処理手数料に係ります金額は、6万4,000円を想定しております。

それから、2点目の消防ポンプ小屋のお話ですが、確かに今回、年度途中の部分で、代替地としてまほろばの方に移設する関係で、新たに消防費の方に予算を計上させていただきました。メニュー、おっしゃるとおり、総務省の補助メニュー、また防衛の関係の方の部分でもそういった補助メニューがございますので、おっしゃるような形での詰所の部分も含めたというような、そうなりますと、各分団単位なのか、それとも町としての部分なのか、そこらも消防団の方々とも協議をしながら検討する部分が今後出てくるのかなというふうな思いは持っております。以上です。

議 長 （大須賀 啓君）

平渡高志君。

4 番 （平渡高志君）

今金額的には6万4,000円というような話でしたが、これ、前々から跡地については解体して有効利用しようというような話は、社会文教でもいろんな質疑の中でも出てきているわけですね。それを今年4月に3年契約でやるということ自体、私はですよ、いつこういう時期が、こういう、今回みたいに急に決まったと言いながら、やはり単年契約にしておくべきじゃなかったのかなと、こういう早速処分しなきゃならないものはですね。今からいろんなもの出てくると思うんですけども、やはりそういうのを見きわめて、契約するときですね、3年契約、それでことし4月、まだ6カ月しかたっていない中で、すぐにこういうふうに進むというようなじゃなくて、もっとやっぱり先を見た計画をしていかなければ、こういう違約金、金額は今回少なかったからいいというもの、もっと大きな金額で来たならば、それは損失なんですよ。そういうものをやっぱりしっかり見据

えて契約をしていかなければと思っております。

あと、今の消防小屋ですね、いろいろあるでしょうけれども、なるべくやっぱりそういう、総務省関係でそういう補助の対象の建物を建ててくださいというような、逆にあっちの方で推進しているような状況もありますので、今後まず検討していただければと思います。その点、もう1回。

議長 （大須賀 啓君）

総務まちづくり課長遠藤幸則君。

総務まちづくり課長 （遠藤幸則君）

平渡議員の質問でございます。3年契約というような流れで今まで来ている部分ございました。今回、旧農協跡地を民間保育所へというような考えがあったわけでありまして、単年度でそれぞれやっていけばこういったこともなかったのかというようなお話も当然あるかと思えます。文化財の関係の保存も含めて、警備保障に関しましては3年でやってきたものの中で、そのままやってきたという経緯がある中でございました。その単年度云々という形の部分は、検討課題かなというふうに思っております。

それから、消防関係の部分では、先ほど申し上げましたとおり、町の防災・防犯の関係でも大変重要な拠点となる部分もありますので、全体の中での、先ほど申し上げた中で、消防団も含め、各地区の中の部分での協議も当然出てくるのかなと思っておりますので、そこらは検討課題であるというふうに思っております。以上です。

議長 （大須賀 啓君）

ほかにございませんか。9番馬場久雄君。

9番 （馬場久雄君）

前者の旧農協跡地のやつで関連するんですが、今解約手数料の話が出ましたけれども、（3）の地下タンクの処理費用（手数料）とだけなっているんですが、もともと農協跡地を購入するに当たって、これも含んでの購入だったんですが、特に何事もなければいいんですけども、中和剤を入れて漏えいがないかどうか確認すると。これ多分ないんだろうと思うんで

す。何かあった場合には、結局、今後目標としているのが子供たちが遊ぶ保育所というか、そういった形になるので、やはりこういったものは早目に本来は撤去しておくというか、購入する段階で、別に使わないものであったわけですから、こういうものを撤去するんだ、しなきゃなかったかなと思うんですが、これ一応検査、慎重なそういった検査、土壌検査もしてやるべきだし、できることであれば事前にそういった調査が必要かなというふうにもちょっと思いました。

あと、説明書の10ページの子育て支援サークルのサポート事業費、まちづくり活動推進会2団体に6万円ずつと。広報たいわ程度の知識しかありませんが、この活動状況というか、大分活動しているようなんですが、そういったことで、その内容をちょっと教えていただきたいのと、今後こういった似たような団体が各地域に出た場合に、同じようにこういった補助金を出していく考えがあるのかどうかお伺いいたします。

それと、もう1点ですね。けさNHKのテレビでもやってみました。国でも大分力を入れてるんですが、自殺対策の緊急強化費44万6,000円、国から出てますけれども、これで使い道が、保健師、あとメンタルヘルスの謝金というふうになってます。聞くところによると、大和町は特に自殺する方が多いんじゃないかというふうな、うわさですけども、そういううわさをちょっと聞いているんですが、こういった印刷製本費、消耗品費、こういったものに使うのかわからないですけども、どういう内容で、本当に我が町が多いんだとすれば、こういった今後3カ年の中で対策を打っていくのか、その辺ちょっとお尋ねいたします。

議 長 （大須賀 啓君）

総務まちづくり課長遠藤幸則君。

総務まちづくり課長 （遠藤幸則君）

馬場議員の質問でございます。旧農協跡地でございます地下灯油タンクの処理に関する部分であります。土地購入の際にというふうなこともお話があったんですが、現在このような状況でやっている関係で、今回改めて処理を行うものでございます。あわせて周辺の土壌の検査も実施を行って、これは安全を確認したいというふうな形で進めてまいりたいというふうに思っております。

議長（大須賀 啓君）

保健福祉課長瀬戸善春君。

保健福祉課長（瀬戸善春君）

最初の子育て支援サークルサポート事業費についてのお尋ねであります
が、この事業につきましては、2団体に対する助成というようなこと
であります。まちづくり活動推進会制度ということで、これは平成16年度から
町の単独事業といたしまして、いわゆる町民の方々がみずから行う活動を
支援する制度というようなことで、活動の認定を行いながら立ち上げ等の
支援を行ってきたというようなことでございます。

今回2団体と申しますのは、一つは「杜の丘子育てサロン・ぽっぽこ」
であります。このサークルにつきましては、いわゆる子育て支援という
ふうなことで、親子のいろいろな遊び、あるいは子育ての経験を実感しな
がら仲間づくりを進めていく、あるいは子育てのいろいろな悩みとかです
ね、支援も行っていくというふうなことで、自主的に活動を行っている
ところであります。そのボランティアスタッフが10人おります。毎月第2
木曜日ということでやっております。20年度の実績といたしましては、約
760名ほどの利用があったというふうなことでございます。

それから、もう一つの団体は「きらきら」ということで、これは19年度
の指定団体ということでございますが、町民研修センターで活動の場所を
主体に行っておりまして、サポーターが13人の登録ということでございま
す。月1回で第2金曜日というふうなことで、定例的に活動もしている
というふうなことでございます。

両団体に対する今後の活動の後方的な支援も行っていきたいというよう
なことで、今回、1団体6万円の助成を行おうとするものであります。

次に、自殺対策ということでございますが、自殺による死亡者数につ
きましては、議員お話しのとおり3万人を超えているというふうなことで、
これは1日にいたしますと90名を超える自殺者が現にいるというふうな形
になりますが、このため、国では平成18年に自殺対策基本法、それから平
成19年に自殺総合対策大綱、平成20年には自殺対策加速化プランというよ
うなことをそれぞれ掲げながら、緊急的な対応といたしまして、今回、6
月に自殺対策緊急強化交付金の制度を設けたところであります。その中で

今後3カ年にわたり自殺対策の強化に取り組んでいくというふうなことでありますが、本町といたしましては主に対面型の相談支援活動を行っていきこうというようなことで、いろいろな相談活動ですね、専門家によるそういうふうな機会を設ける機会を設定していきたい。あるいは普及・啓発活動、あるいは強化モデル事業といたしまして、協議会を通じた関係者の情報交換、あるいは今後の自殺対策の方向性をいろいろ協議しながら探っていこうというふうなことで、3カ年間実施していこうとするものであります。

本町における自殺の状況であります、平成19年の数字でありますと10人ということで、これは県平均より約倍ぐらいの状況というふうなことで、18年は5人ということで、これは県平均より下回っているということで、年々、毎年ですね、その変動数はありますけれども、県平均より多かたり少なかつたりということで、ただ、平均的には県平均と同じぐらいの数字かなというようなことで、決してその数においては少なくない状況でありますので、今後の対策も対応していきたいというようなことで考えております。以上であります。

議長 (大須賀 啓君)
馬場久雄君。

9番 (馬場久雄君)

では、1点目の地下タンクなんです、これは撤去して、それ土壌検査して正常な状態にする。これはどのぐらい、金額的にはどの程度かかるんですか。

それと、さっきの活動推進会2団体、月1回の活動ということで、今後やはり……、どちらかというと南、大和町でも南の方と、ここの吉岡というふうに分かれてます。いろいろ各地域に住む方多くなると、子育てで分散というか、そういった形になります。やはりこういった子供を通して町を知るとか、知らないところに来た人が近しくなるとか、いろんないい作用を持っているんだろーと思いますね。そういった形で、今後そういった形を取り組もうという場合の例えば条件であるとか、例えば何人以上いればこうですよとか、そういったものがあるのかどうか、また、そういった

ものもどんどん広げていこうという考えがあるかどうかというふうなことも1点お聞きします。

それから、自殺の方なんですけど、県平均並みというか、そういった形だということですが、やはり自殺したい人を呼んで何かにするというわけにはいかないの、これ本当にどういったことが難しいと思います。例えば電話で対応するとすれば、24時間体制で、もう朝も昼も夜もというような、そういった形にもなってくるのかなと。「おれ自殺したいんだけど」って言ったって、本当かどうかからまず、いろいろそういう、だからわからないんですが、パンフレットをただまいただけ、もしくは、そんな思いも正常な人にだけやったって、なかなか効果あるのかどうかっていう、やはりそういった形で、例えば平成19年、10人、その前は4人というふうなことで、年々ふえる傾向にあります。ですから、そういう、やってるよということだけじゃなくて、3カ年の中でそういう、どういうふうにしたらば効果的にやれるかなっていうことも、もう一歩検討する余地があるんじゃないかなと思ってお聞きします。以上です。

議 長 （大須賀 啓君）

総務まちづくり課長遠藤幸則君。

総務まちづくり課長 （遠藤幸則君）

馬場議員からの質問でありますけど、地下タンクの撤去の部分ですが、まず地下タンクに、説明も申し上げたとおり、中和剤等を入れて清掃後、その排水を回収しながらタンクを撤去いたすものでありまして、その後、あと底地とか周辺の土壌の検査を行うというようなことであります。その検査手数料としまして、役務費の中では31万5,000円ほど予定をしております。以上です。

議 長 （大須賀 啓君）

保健福祉課長瀬戸善春君。

保健福祉課長 （瀬戸善春君）

子育て支援サポートでありますけど、これの事業につきましては、まず最

初にまちづくり活動推進会の認定を受けていただくというふうなのを基本に、今後その団体を育成していきたいと。そういうふうなことで、認定のいろいろな要件等がありますので、それに基づいた企画書を提案していただいて、町の審査を得た中での最初の立ち上げを行っていただくというふうなことで一応考えてございます。

それから、自殺対策につきましては、効果的な対応というふうなことでございますが、これらにつきましては、いろいろな協議機関を今後設置する中で、どういうふうな形で対応していったらいいのか、それらを協議・検討しながら事業を進めていきたいというふうに考えております。（「終わります」の声あり）

議長 （大須賀 啓君）
10番浅野正之君。

10番 （浅野正之君）

最初にお願いがありますが、少し答弁者声が低いんですね。少なくとも議長ぐらいの声は出してもらいたいと思いますね。ちょっと私も耳が遠いんで、遠くなる年齢になったんでね。

事項別明細書の11ページです。これは4目の保育所費の12節役務費の6万2,000円、たしか説明ではもみじヶ丘保育所の遠足のキャンセル料というふうに私は聞いておったんですが、間違いなければそれで結構なんです、このキャンセルした場合の算定根拠、教えていただきたいと思えます。これは6万2,000円とありましたが、そのいわゆる根拠ですね、それを教えていただきたい。

それから、14ページですね。林業振興費の19節の補助金660万円、森林整備活動支援交付金、これは国の補正予算だというふうな説明で、1ヘクタール1万円だと。これはどこの山林を意味しておるのか。あるいは、この単価、1ヘクタール1万円ですね。どんなもので、どういう作業でこの事業を全うしようとしておるのか、詳しくちょっとご説明していただきたい。

それから、19ページ、さっき議論のあったところでございましたが、3目施設整備費の備品購入費、学校用の備品で大和中学校の吹奏楽部に対す

る部分も入っておるんですが、以前に「宮床中学校の吹奏楽部ないんですか」と言ったら、「吹く人がいないんだ」というふうなたしか答えだったと思うんですが、吹く人は生徒がいる限りいるんであって、恐らく希望とかですね、生徒がですよ、学校とのすり合わせをやったのかどうか。その辺は、私、極めて吹奏楽好きなもんで、大和中学校だけにあって宮床中学校にないっていうんではどうも納得しがたい。私はトランペットも何も吹けません、ハーモニカぐらいは吹けますがね。

あと、いわゆる備品を毎年リストアップして、備品リストを上げながら各学校に準備していると思うんですが、この備品を準備するために、いわゆる各地域で、各地域はどうか認識しておりませんが、宮床の場合、電柱敷地料というものを学校に寄附しておるんですね。これは何回か言った経緯があるんですが、こういう場合、教育委員会あるいは学務課で、教育総務課で、そういう寄附行為があって、こういう備品をそろえているという状況を把握しているかどうかお尋ねをしておきたい。以上。

議 長 （大須賀 啓君）

保健福祉課長瀬戸善春君。

保健福祉課長 （瀬戸善春君）

保育所のバス借り上げに対するキャンセル料のお尋ねの件であります。このキャンセル料につきましては、国土交通省で出しております一般貸切旅客自動車運送事業標準運送約款がございます。この約款で、いわゆる配車日日時24時間前以降とか、あるいは7日前、24時間前とかっている期間がございますが、その違約金、違約料ですね、これに基づいて算定をさせていただきましたが、24時間前の解約というようなことで、借上バス代については50%、それからガイド料もありましたので、ガイド料につきましては100%分ですと、支払い、キャンセルというようなことで今回計上させていただきました。

議 長 （大須賀 啓君）

産業振興課長庄司正巳君。

産業振興課長 （庄司正巳君）

森林整備活動支援交付金に係りますどこの山林と、どういう作業かという質問でございますけれども、今回の 660ヘクタールにつきましては、社団法人の宮城県の林業公社、それから宮床生産森林組合、吉田営林公益会、吉田財産区管理会、それから旦ノ原、中山団地等の12、個人等の施業計画を有するところが該当になっての 660ヘクタールということでございまして、主として宮床と吉田地区ということでございます。

それから、どういう作業かということでございますが、1ヘクタール1万円ということでございますが、一応山の見えるところに行って、その被害木の調査ということでございまして、調査日誌とか施行計画図によりまして、その被害、主に気象被害ということで、風雪による被害とか低温被害ということで、林業被害の調査をするというような作業内容でございます。以上です。

議長 （大須賀 啓君）

教育総務課長織田誠二君。

教育総務課長 （織田誠二君）

吹奏楽部の備品購入に関してのご質問でございますけれども、今回、吹奏楽部備品購入に当たりまして、これは吹奏楽部が所有している備品の購入というようなことございまして、大和中には吹奏楽部があるということで、当然、更新ということになったんですけれども、宮床中につきましても、今後ですね、今現在吹奏楽部がないものですから、今後の見込み等については学校の方に問い合わせしております。その中で、現在、学級数、1年、2年、3年とも2クラスずつの学級数というふうなこともありまして、児童生徒数の関係から、今のところ吹奏楽部設立については予定はないというふうなことを聞いております。

それから、宮床中において電話の敷地の敷地料なんですか、それらの…（「電柱」の声あり）電柱の敷地料を宮床中学校の方に寄附されているというふうなお話なんです、ちょっと私の方でそういった寄附があったというようなことについて聞いておりませんでしたので、その辺の事情、ちょっとよくわからないところがありますが、ただ、各学校において寄附

があった場合については、教育委員会あての方に報告をいただいております。今回も、大和中学校の方なのですが、スコアボード、野球部のスコアボードを寄附したいというようなことで申し出があったというようなことについては学校長の方から連絡はいただいておりますが、電話柱の敷地料関係については、ちょっと聞いてなかったものですから……。

議 長 （大須賀 啓君）

浅野正之君。

10 番 （浅野正之君）

バスのキャンセル料につきましては了解しました。

林業振興費のいわゆる 660万円、これは当然国からどういう作業に使って、そういうひもつきの性格のある補助金なんですか、これ。もしそうだと、そうしなくても、気象学上いろいろあるでしょうね、被害は。その辺のところちょっとははっきりしないので、具体的に、もう少し具体的に教えてください。

それから、備品購入に関して、この寄附、吹奏楽部の件につきましては、生徒からそのような事情を聞いての今考え方なのか、あるいは校長だけを通して聞いた話なのか、ちょっと今その辺定かではありません。私はあくまでも生徒がそのような希望があった場合というふうなことを、私はそういう認識でありますかね。

そして、備品購入をする場合、あるいは寄附金の問題ですが、全然知らなかった。これは何十年なるんでしょうね、30年、40年以上じゃないんですかね。これを知らないで、どのような備品を買っているか、調達しておるか知らないというのはね、知らな過ぎる、これは。これは宮床小学校、中学校ですね、それから小野小学校、難波分校ですよ、そういうものに出しておるんですよ。結構な額でありますからね、これを知らないって言って、知りませんということだけではこれは済まされないと思いますよ。今まで、だから何年間あって、どのような備品を購入したのか全部調査してもらいたいと思いますよ、いかがですか。

議 長 （大須賀 啓君）

産業振興課長庄司正巳君。

産業振興課長 （庄司正巳君）

先ほどの森林整備地域活動交付金の被害の内容についてでございますけれども、国からの内容によりますと、気象害などによる森林被害の状況が適切に把握されていないケースがふえているということで、今回、森林被害を緊急に確認することによって森林整備の必要性とか間伐の施業につなげていくというような内容になっておりました、具体的には、森林の病気、あるいはいろんな害虫とか、シカやノウサギの食害、気象条件によって被害を受けた森林の伐倒の状況を調査するというような内容のものでございます。以上です。

議長 （大須賀 啓君）

教育総務課長織田誠二君。

教育総務課長 （織田誠二君）

吹奏楽部の設立の関係なんですけれども、これにつきましては、設立の有無の問い合わせにつきましては、学校ということで、教頭先生の方に問い合わせした中での返答というようなことでございます。

それと、今の寄附金の関係なんですけれども、現金での寄附金ということなんですか。私どもで常に備品台帳、町で購入した分についての備品台帳の管理の仕方、方法等について、こちらの方でチェックはさせていただいております。その中に町の予算以外の部分の備品というのも存在すること、これ確かにありますので、その辺が寄附金によって購入したものなのかなというような推測はできますけれども、具体的に寄附金をいただいた中でどの部分を買ったというのは、今ちょっと資料がないところで返答できませんけれども、町の予算以外で購入した備品があるということについては、把握はしております。（「調査しますか」の声あり）

はい、調査させていただきます。

議長 （大須賀 啓君）

では、暫時休憩します。

再開は午後 1 時とします。

午後0時03分 休 憩
午後0時58分 再 開

議 長 （大須賀 啓君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

教育総務課長織田誠二君。

教育総務課長 （織田誠二君）

午前中に浅野議員から質問ありました電柱敷地料の寄附金の関係、ちょっと確認させていただきました。先程のそういった寄附金、存在するというようなことでありました。これは各、小野小学校、宮床小学校の教頭先生の方に確認したんですけれども、そういった敷地料の関係のお金はあるというふうなことで返事をいただきました。

その経理関係なんですけれども、各小中学校のPTAの会長さん等が集まって、その使い道を決めていると。使い道というよりも、各学校への配分金を決めていると。そして、それぞれ配分された学校においては、教頭先生以下、あとPTAの会長さんも入るかと思うんですけれども、学校で必要な、その都度必要な消耗品等の購入に充てて使っているというふうなことでお聞きしたところです。ということで、町の方に直接そういったものの存在、今まで報告がなかったというようなことでございまして、今後そのあり方については、経理の仕方も含めまして、ちょっと学校側と協議した中で、明朗な会計、今までも明朗だと思ってるんですけれども、その辺のはっきりした形で運営をしていければいいのかなというふうに考えております。

議 長 （大須賀 啓君）

浅野正之君。

10 番 （浅野正之君）

今の答弁も当然理解をいたしますが、いわゆるこれは地元民の善意なんですね。ですから、寄附といってもいわゆる篤志ではありませんから、地域

の方々、関与している方がですね、恐らく70%、80%ぐらいなんでしょう。ほかの地区は、昔は青年団にやったとか、あと老人クラブにやってるとか、いろんな形態がありますが、宮床の場合は、もちろん公的な機関でありますから、その辺のところはきちっと整理をしながら対応してもらえればというふうに考えております。以上です。

議長 長 （大須賀 啓君）

教育総務課長織田誠二君。

教育総務課長 （織田誠二君）

町が直接寄附をいただいていたケースではないんですが、結局、PTAの方で地区住民の方からいただいているというふうなお金です。それで、うちの方に報告が、そういった寄附金があったというようなことの報告がなかったということについては、ちょっと問題あるのかなというような感じしております。

あとは、各PTAさんの方で、その使用する内容等、その辺、明朗な経理をやっていたら、それで構わないのかなというような感じしております。

議長 長 （大須賀 啓君）

浅野正之君。

10 番 （浅野正之君）

これで最後にしますが、町に報告受けないからないんだと。その寄附行為に対して、いわゆる町の関与云々の話じゃないと思いますよ。結構いわゆる学校の設備として、あるいは消耗品として使っているんですから、その実態を知らないということはありません。当然そんなことは把握すべき問題だと思いますよ。

議長 長 （大須賀 啓君）

教育総務課長織田誠二君。

教育総務課長 （織田誠二君）

今まで知らなかったということについては、ちょっと問題があるという
ようなことで考えておりますし、今後につきましては、学校側との話し合
いの中で、その辺は明朗にしていきたいというふうに考えております。

議 長 （大須賀 啓君）

ほかに。16番桜井辰太郎君。

16 番 （桜井辰太郎君）

それでは、児童館福祉総務費について質問いたしますが、今回の補正予
算の中に大和町民間保育所設立運営法人募集説明及び事業関係スケジュ
ール等について、一切の方向性、考え方について説明がありました。この中
で、このスケジュール等について質問をいたしますが、例えば将来は 100
人規模の対応していきたいという、さらには、その他の事項で、設立認可
後の保育所運営は、法人と町との委託契約に基づいて実施していく。さら
には、その内容として、保育所設立の運営の条件などについて、いろい
ろとその説明がありました。そして、この保育所に当たっては、やっぱり子
供をどのように、子供の発達をどう支援していくかという、あるいは、ど
う保障していくかということや、あるいはお父さんやお母さんの労働を確
保するという、そういうことなどの意味も大きく踏まえた保障というふう
な形の事業じゃないかなというふうに私なりに思っております。

そして、今回、特に民間にこの保育所を設立する、民間移行で保育、民
間保育所を設立するということでもありますけれども、これに、派遣切り、
あるいは派遣切りによって仕事がなくて、急に仕事が見つかるわけでもな
い、見つかったとしても給与が十分でないという、そういうふうなお父さ
んやお母さんが多く出てくる可能性が今あるわけであります。ですから、
この民間との考えの中で、どうやっぱり保育所への待機児童の充足を十分
内容に発展させていくかという、そういう子育てのサービスの面について
も、これからさらに検討していかなければならないというふうに考えるわ
けであります。行政と民間の運営の契約の中で、特にそのことについて、
どう発展させていこうと考えておられるのか。検討はしていると思いま
すが、そのことについて、その状況をお聞かせいただきたいと思いま
す。

それから、第4款の衛生費、前者の方々もその質問がありましたが、自殺対策緊急強化費でございますが、これは学校については対象にはなるわけですか。まずそこからお聞きしたいと思います。以上です。

議長 （大須賀 啓君）

保健福祉課長瀬戸善春君。

保健福祉課長 （瀬戸善春君）

民間保育所に関するお尋ねであります。第1点につきましては、いわゆる民間事業者での保育水準についてのお尋ねかと思いましたが、保育サービスにつきましては、公立、私立を問わず、国が定めました保育所の保育指針、あるいは児童福祉施設の基準がございますが、それらの規定に基づいて行われることとなっておりますので、官民というんですかね、そういうふうな水準の差は基本的にはないものというふうに私の方では理解をいたしております。

しかしながら、今回、民間保育所につきましては、本町においては初めての導入の予定というふうなことでありますので、今後その保育水準の確保につきましては、努力をその民間保育所と連携をとりながら進めていきたいというふうに考えております。

さらに、待機児童の解消というふうなことでございますが、4月では27名の待機児童がいるというようなことで、その後、待機児童が増加をいたしまして、最大のときでは50数名の待機児童があるというようなことで、待機児童につきましては、やはり社会構造というんですかね、現在の経済環境からして待機児童が増加する傾向にあるというふうなことでありまして、これらにつきましても、今後いち早く待機児童を解消するためには、やはりその受け皿を確保していくというふうなことも最も大事な要素じゃないかと思っておりますので、今回の民間保育所の導入につきまして検討させていただいたところでありますし、さらには、民間保育所の運営についても、さらなる連携をとりながら円滑な運営を図られるように対応していきたいというふうに考えてございます。

あと、契約の中でというふうな形、どのように運営の反映があるのかというふうなこともあります。この要綱のところにもありますように、5

ページですね、大和町民間保育所設立運営の条件というふうなことで、特に3の保育事業につきましては、いわゆる保育についての町の民間保育所を担っていただく要件等を具体的に示しております。特に、一時保育をやるとか、それから延長保育とか、そういうふうなことで、民の持つ保育事業としての特色というんですかね、そういうふうなものもあわせて発揮できればなというふうに考えてございます。以上でございます。（「自殺対策」の声あり）

済みませんでした。

自殺対策における学校の対象というようなことでありますが、当然、学校も含めて全体的に町として自殺対策を図るような、組織体制も含めて考えていきたいというふうに思っています。

議長 （大須賀 啓君）

桜井辰太郎君。

16番 （桜井辰太郎君）

やっぱり待機児童がゼロになる、そういう事業を目的としておるんでありますけれども、何ととってもやっぱり民間との契約の中で、初めて市場化へのかじ取りをしたこの事業でありますから、十分なサービスができるように今後ますます検討を加えながら、その待機児童、あるいは、さっき私が申しあげました労働の確保だとか、それから子育ての支援、あるいは発達する子供たちへの保障してあげるとか、そういうことを十分に考えながら民間との話し合いを進めてもらいたいということを申しあげておきます。

それから、自殺対策緊急強化についてであります。学校もやっぱり対象になるということでございまして、何ととっても、いじめだとか、あるいは自殺について文部大臣がメッセージを出したように、本当に子供たちの命というものについて、みずから絶つことについては本当に悲しいことであるから、そういう苦しい思いや、そういうことに屈せず強い気持ちを持って生きていってくださいよという、そういう文部大臣のアピール宣言などもありました。ですから、今回のこの自殺対策については、私は何とかして子供たちの生きる力をはぐくみながら、この自殺、あるいは自分を

大切にするんだということをさらに考えていかなければならないということ、教育委員会、あるいは先生方も十分に考えていかなければならないというふうに思っております。自分を大切にし、そして他人への思いやりというものを思いながら、みんなで頑張って生きていくんだという、そういう思いを子供たちの気持ちの中に育てていくことが私はさらに学校の指導の中で大切ではないかというふうに思っております。

人間としての基礎や基本を学ぶ学校でございますから、その教えというものは、給食であったり、学校の自治会であったり、いろんな社会運動、部活の中で常日ごろそういう生きる力を十分に教育しながら、自殺が一人でも発生しないような、そういう教育というものが私は非常に大切じゃないかというふうに思っております。ですから、そういうことを考えると、いじめだとか、そういうものと一緒に、こういう事故が、例えば自殺というものが発生する可能性も十分あるわけありますから、そのことについての対処療法なども十分指導していかなければならないというふうに私は感じております。このことについてのお考えをお聞かせいただければと思っております。

議長 （大須賀 啓君）

保健福祉課長瀬戸善春君。

保健福祉課長 （瀬戸善春君）

今議員からのご質問等の内容も十分参酌しながら今後の対策を進めてまいりたいというふうに思っております。

議長 （大須賀 啓君）

ほかにございませんか。11番鶉橋浩之君。

11番 （鶉橋浩之君）

1点だけ。16ページ、河川費、三峰の防災調整池の草刈りですか、これ17万8,000円、これ河川費という考え方。それから、これ河川費で扱ってるのは河川愛護会の関連、今まで当初やなんかで見ているんですが、そういうような形にするのかどうか。それから、なぜ今から草刈りなのか。盛ん

に繁茂したのは今までだと思うんですが、なぜ今なのか。

さらに、この三峰の防災調整池、当初、ユスリカ等が発生をするという
ようなちょっと近隣から苦情があって、吉田川の漁協の支部から、私も話
をして、コイを放流した経緯があります。これについてひとつどうなって
いるか、あわせて調査をしていただきたいなと思うんですが、以上です。

議 長 （大須賀 啓君）

都市建設課長高橋 久君。

都市建設課長 （高橋 久君）

三峰の防災調整池の関連でございまして、河川費に計上しておりますけ
れども、これにつきましては、吉田川にここから放流しているんですけれ
ども、河川の施設の一部というふうな位置づけでやったのではなかったか
というふうに記憶しているところでございます。そういう意味で河川費の
方に計上していると。

それから、作業で当初で本来見るべきところであったかなというふうに
反省しているところでありますが、2年に一遍とかというふうな形でこれ
までやってきたような経緯を聞いておりまして、当初で漏れてしまったよ
うな話を聞いたところでありますけれども、今回、雑草が大変繁茂してい
るので、早急に除草したいということで今回お願いをするものでございま
す。

それから、コイの方の放流については、ちょっとわからなかったこと
で、これから調査したいというふうに思います。

議 長 （大須賀 啓君）

鶉橋浩之君。

1 1 番 （鶉橋浩之君）

これ毎年やってたんではないんですか、そうすると、あの草刈りは。確
かに周りのフェンス、つたでもう中が見えないような状況になって、これ
地元で作業を委託しているんだとばかり思っていましたから、地元でどんな
管理してるんだと本当に不思議に思っていたんですが。以前、何年前かわ

かりませんけれども、実施したとき河川の方で措置をしたと、だから今回も河川だというふうに理解すればいいんですか。どんな調整池でも、ため池でも、終末は全部川に行きますからね、はい。

議長 長 （大須賀 啓君）

ほかにないですか。15番中山和広君。

15番 （中山和広君）

一つだけお伺いしておきます。それは、いよいよ今月15日から敬老会が始まりますが、新型インフルエンザの発生が報道によりますと9月、10月がピークだということであります。そういう中で、敬老会時の新型インフルエンザ予防に対する対策、これはどのように考えてますかお伺いします。

議長 長 （大須賀 啓君）

保健福祉課長瀬戸善春君。

保健福祉課長 （瀬戸善春君）

お答えいたします。

敬老会につきましては、各地区ごとにそれぞれ日程が異なってくるわけでありましたが、13日から実施するところもあるというようなことでございますが、お尋ねの件につきましては、きょうの新聞でも敬老会の実施等について中止というふうなところもあるようでありましたが、私どもは、現在区長さん等からもそういうふうなちょっと照会は今のところないところありますし、予定どおり実施したいなというふうに思っております。

それで、対策といたしまして、ジェル式の消毒剤ですね、薬ですか、手にこすりつけるやつ、それを各地区に配布させていただきまして利用していただきたいというふうに思っております。

あと、町民向けにはチラシ第5号ということで全戸に、手洗いの励行とかうがいの励行、予防策であります。さらには、感染したかなと疑わしい場合の医療機関等への相談の対応とか、そういうふうなものについて周知徹底させるためのチラシをきょう区長さん方に配布していただくというふうなことでお願いしております。以上でございます。

議 長 （大須賀 啓君）

ほかにございませんか。

「なし」と呼ぶ声あり

ないようですから、これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ声あり

討論なしと認めます。

これから議案第69号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6「議案第70号 平成21年度大和町国民健康保険事業勘定特別会計
補正予算」

議 長 （大須賀 啓君）

日程第6、議案第70号 平成21年度大和町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ声あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ声あり

討論なしと認めます。

これから議案第70号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7「議案第71号 平成21年度大和町介護保険事業勘定特別会計

補正予算」

議長（大須賀 啓君）

日程第7、議案第71号 平成21年度大和町介護保険事業勘定特別会計補正予算を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ声あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ声あり

討論なしと認めます。

これから議案第71号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8「議案第72号 平成21年度大和町老人保健特別会計補正予算」

議長（大須賀 啓君）

日程第8、議案第72号 平成21年度大和町老人保健特別会計補正予算を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ声あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ声あり

討論なしと認めます。

これから議案第72号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9「議案第73号 平成21年度大和町後期高齢者医療特別会計補正予算」

議長（大須賀 啓君）

日程第9、議案第73号 平成21年度大和町後期高齢者医療特別会計補正予算を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ声あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ声あり

討論なしと認めます。

これから議案第73号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10「議案第74号 平成21年度大和町下水道事業特別会計補正予算」

議長（大須賀 啓君）

日程第10、議案第74号 平成21年度大和町下水道事業特別会計補正予算を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ声あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ声あり

討論なしと認めます。

これから議案第74号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

**日程第11「議案第75号 平成21年度大和町農業集落排水事業特別会計
補正予算」**

議長（大須賀 啓君）

日程第11、議案第75号 平成21年度大和町農業集落排水事業特別会計補正予算を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ声あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ声あり

討論なしと認めます。

これから議案第75号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

**日程第12「議案第76号 平成21年度大和町戸別合併処理浄化槽特別会計
補正予算」**

議長（大須賀 啓君）

日程第12、議案第76号 平成21年度大和町戸別合併処理浄化槽特別会計補正予算を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ声あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ声あり

討論なしと認めます。

これから議案第76号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第13「議案第77号 平成21年度大和町水道事業会計補正予算」

議長（大須賀 啓君）

日程第13、議案第77号 平成21年度大和町水道事業会計補正予算を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ声あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ声あり

討論なしと認めます。

これから議案第77号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第14「認定第1号 平成20年度大和町一般会計歳入歳出決算の認定に

ついて」から

日程第27「認定第14号 平成20年度大和町水道事業会計歳入歳出決算の認定に

ついて」まで

議長（大須賀 啓君）

日程第14、認定第1号 平成20年度大和町一般会計歳入歳出決算の認定についてから日程第27、認定第14号 平成20年度大和町水道事業会計歳入歳出決算の認定についてまでを一括議題とします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。会計管理者兼会計課長浅野雅勝君。

会計管理者兼会計課長（浅野雅勝君）

それでは、議案書の26ページをお願いいたします。

認定第1号 平成20年度大和町一般会計歳入歳出決算の認定につきまして、地方自治法第233条第3項の規定により、別紙監査委員の意見を付しまして議会の認定をお願いするものでございます。

では、お手元に配付させていただいております大和町各種会計歳入歳出決算書別冊でございます。それと、会計課の議案説明資料、認定第1号関係、この二つに基づきまして説明させていただきます。

最初に、歳入歳出決算書、厚い方でございますけれども、これの1ページをお願いいたします。

1ページでございます。一般会計と12の特別会計の決算の総括表でございます。

一般会計の歳入でございますが、収入済額、歳入の収入済額が87億6,399万9,992円、歳出の支出済額が82億3,762万9,568円となりまして、歳入歳出差引残額につきましては5億2,637万424円となったところでございます。

次、2ページをお願いいたします。

一般会計の歳入の款別集計表でございます。一番下の歳入合計の欄でございます。

まず、予算現額でございますけれども、92億5,416万5,000円、調定額9億6,199万1,644円、収入済額が87億6,399万9,992円でございます。調定額から収入済額を差し引き、そして不納欠損額でございますが、2,051万614円を差し引きました8億2,748万1,038円が収入未済額となっております。

予算額に対します収入済額の比率でございますけれども、94.70%、調

定額に対します収入済額の比率でございますが、91.18%となっております。

次に、歳出でございます。

3ページでございます。

これも一番下の歳出合計の欄を見ていただきます。

まず、支出済額でございますけれども、真ん中のへんの欄でございます。82億3,762万9,568円、繰越明許費9億3,941万6,000円を差し引きますと、7,711万9,482円が不用額となっております。予算対比の執行率でございますけれども、89.02%となったところでございます。

次に、決算書、19年度と比較しました表で説明いたしますので、議案説明資料の認定第1号関係の資料でございます。5ページの資料でございますけれども、この2ページをごらんいただきます。

説明につきましては、万単位で説明させていただきます。

まず、第1款の方でございます。町税、19年度と比較いたしまして1,107万円、0.3%の増となっております。構成比につきましても1.7ポイント増の42.1%となったところでございます。

内訳といたしましては、町民税が5,679万円、4.2%の増、それから固定資産税、これにつきましては4,190万円、2.2%の減、町たばこ税が893万円の減となったところでございます。

それから、2款の地方譲与税、それから6款地方消費税交付金、それから8款自動車取得税交付金につきましては、それぞれ減となったところでございます。

10款の地方特例交付金でございますけれども、これにつきましては1,890万円、104.7%の増となっておりますけれども、これにつきましては、地方税等減収補てん臨時交付金、それから減収補てん特例交付金、これらが交付されたことによりましての増となったところでございます。

それから、11款の地方交付税でございますけれども、これにつきましては594万円、0.3%の増となったところでございます。

それから、15款の国庫支出金でございますけれども、これにつきましては6,563万円、9.9%の減となったところでございますけれども、負担金では1億826万円、36.4%の減となったところでございますけれども、これは19年度で大和中学校の増築事業で1億2,221万円があったことによる

減でございます。また、補助金でございますけれども、これにつきましては4,471万円、12.6%の増となったところでございますけれども、特定防衛施設周辺整備事業交付金等での増になったことによるものでございます。

それから、16款の県支出金でございます。2,766万円、7.8%の減となったところでございますけれども、これにつきましては負担金、補助金、委託金でそれぞれ減となっております。負担金におきましては土木費の県の負担金、それから委託金では選挙委託金が減となったところでございます。

17款の財産収入でございます。7,407万円、267.2%の増でございますけれども、これにつきましては仙台北部工業団地、リサーチパーク内での土地売払収入があったことによるものでございます。

それから、18款の寄附金でございますけれども、992万円、42.5%の減でございますけれども、民生費寄附金で1,000万円の減となったことによるものでございます。

それから、19款の繰入金でございます。4億6,851万円、57.9%の減となったところでございますけれども、特別会計繰入金で250万円の減、それから基金繰入金でございますけれども、これで4億6,601万円の減となったもので、財政調整基金、それから町債管理基金、都市整備基金でそれぞれ19年度と比較しまして皆減となったところでございます。

それから、21款の諸収入でございます。1億1,828万円、62.3%の増でございますけれども、これにつきましては土木費での貸付元利金の収入で1億円の増、それから雑入でございますけれども、仙台北部工業団地内の公共施設撤去工事費用の収入があったことによるものでございます。

それから、22款の町債でございます。2,355万円、4.3%の増でございますけれども、庁舎建設関係での1億7,580万円、借換債での3,930万円の増等、それから大和中学校での増築事業で1億760万円の減となったことによるものでございます。

歳入といたしましては、3億4,362万円、3.8%の減となったところでございます。

3ページ目をお願いいたします。

歳出でございます。

主なものにつきましてご説明を申し上げます。

まず、1款議会費でございます。898万円、7.4%の減でございますけれども、定数等の減が主なものでございます。

それから、2款総務費でございますけれども、3億626万円、31.1%の増となったところでございますけれども、庁舎建設での3億1,232万円の増、それから特定防衛施設周辺整備事業での増があったことによるものでございます。

それから、3款民生費でございますけれども、24万円、0.0%の減というふうなことで、大きな増減はなかったわけでございますけれども、後期高齢医療会計のスタート、それから老人保健会計の大幅な減という中での決算の額でございます。

それから、4款でございますけれども、5,897万円、5.2%の減でございますけれども、保健衛生費での黒川病院に対します負担金が減になったことによるものでございます。

それから、5款でございますけれども、農林水産業費につきましては6,430万円の減、25.8%の減でございますけれども、これにつきましては19年度におきまして事業、弁天ため池の整備事業があったこと、それに、あと20年度におきましては農業集落排水事業への繰出金ですね、これが大きく減ったことによるものとなってございます。

それから、6款の商工費でございます。1億7,071万円、46.8%の減でございますけれども、企業立地奨励金が減となったことによるもの。

それから、7款でございます。土木費、これにつきましては3億6,174万円、24.1%の減というふうなことでございますけれども、道路橋りょう費での減、それから都市計画費での下水道特別会計に対する繰出金の減、それから19年度におきましてまちづくり交付金がありました。それらによる減となってございます。

8款でございます。消防費でございます。208万円、0.6%の増となってございますけれども、小型動力ポンプ付積載車2台の購入などによるものでございます。

それから、9款でございます。2億6,785万円、22.4%の減ということでございますけれども、これにつきましては19年度で大和中学校の増築工事があったことなどによるものでございます。

10款災害復旧費でございますけれども、20年度におきましては道路の復旧事業があったということでございます。

それから、11款公債費でございますけれども、6,524万円、5.8%の増でございますけれども、元金におきまして都市開発資金貸付金の償還金1億円でございますけれども、これらがあったことによるものでございます。

それから、12款の諸支出金、20年度での支出はございませんけれども、19年度におきまして6,745万円の支出がありましたけれども、リサーチパーク内での代替地取得に係るものの支出でございました。

歳出合計でございますけれども、5億7,209万円、6.5%の減になったところでございます。

次に、これらの明細のうち、歳入につきまして、その概要を決算書により説明をいたします。

10ページをごらんいただきます。決算書の10ページでございます。

まず、第1款町税でございます。

調定額でございますけれども、39億9,361万円に対しまして収入済額36億9,024万円となりまして、不納欠損額の2,051万円を差し引きました2億8,285万円が収入未済額となりまして、昨年度と比較し収入済額では1,107万円の増となったところでございますけれども、徴収率につきましては92.4%でございまして、昨年度と比べますと0.9%のマイナスとなったところでございます。

不納欠損額の2,051万円につきましては、地方税法の規定に基づき行ったものでございまして、処分理由としましては、転居先不明285件、それから納付困難622件、本人死亡58件、生活保護14件、処分の停止中298件の合計1,277件で、人数では442人になったところでございます。昨年度と比較いたしまして、人数では109人、それから件数では333件増、金額では119万円、6.19%の増となったところでございます。

それから、1項の町民税でございます。収入済額は13億9,497万円、昨年度と比較いたしまして5,679万円の増となったところでございます。内訳といたしましては、1目の個人町民税でございますけれども、収入済額につきましては9億2,116万円で203万円の増でございます。それから、2目の法人町民税でございますけれども、収入済額が4億7,381万円で5,

475万円の増となったところでございます。

それから、2項の固定資産税でございます。これにつきましては収入済額18億8,090万円で4,190万円の減、それから3項になりますけれども、軽自動車税でございます。収入済額が4,461万円で125万円の増となっております。

11ページでございます

4項の町たばこ税でございますけれども、収入済額2億173万円で893万円の減となったところでございます。5項の特別土地保有税は収入がございませんでした。6項の入湯税でございますが、2万円の増、7項の都市計画税でございますけれども、436万円の増となったところでございます。

それから、2款の地方譲与税からでございますけれども、12ページをお願いいたします。3款の利子割交付金、それから4款配当割交付金、それから5款の株式等譲渡所得割交付金、それから13ページでございますけれども、6款の地方消費税交付金、それから7款のゴルフ場利用税交付金、8款自動車取得税交付金、14ページになりますけれども、9款国有提供施設等所在市町村助成交付金、10款地方特例交付金、それから15ページになりますけれども、真ん中へんにありますが、11款の地方交付税、それから12款の交通安全対策特別交付金までの各款につきましては、予算どおりの調定額、それから収入済額となっております。

16ページをお願いいたします。

13款の2項負担金1目2節でございます。児童福祉費負担金でございます。これにつきましては大和町保育所及びもみじヶ丘保育所の保育料でございます。5,656万円の収入済額で、850万円が収入未済額となっております。

17ページをお願いいたします。

14款でございますけれども、1項使用料、3目1節農林水産使用料、農業使用料でございます。これにつきましては、町民研修センター、それからふれあい農園使用料などで293万円の収入済額となっております。

それから、5目土木使用料の1節道路使用料でございますけれども、道路占用料で918万円の収入済額、それから3節の住宅使用料でございますけれども、町営住宅の使用料で3,758万円の収入済額で、388万円の収入

未済が出てございます。

それから、6目の3節の社会教育使用料でございます。これにつきましては、まほろば等の使用料で728万円の収入済額となっております。

18ページをお願いいたします。18ページの上でございます。

同じく5節の保健体育使用料でございます。これにつきましては、総合運動公園、それからダイナヒルズ運動公園、体育センターなどの使用料で778万円の収入となっております。

それから、14款の2項手数料でございます。1目1節の総務手数料でございますけれども、これにつきましては、戸籍手数料、それから住民票手数料などで1,159万円の収入となっております。

それから、3目衛生手数料、1節の清掃手数料でございますけれども、廃棄物処理手数料などで3,297万円の収入済額となっておりまして、6万1,000円の収入未済額が出てございます。

それから、15款の国庫支出金でございますけれども、この中の1項1目民生費国庫負担金でございますけれども、これにつきましては障害者自立支援の給付費、それから児童手当関係、19ページに入りますけれども、なお国保会計の負担金が収入されておるところでございます。

それから、2項1目総務費国庫補助金でございます。その1節でございます。総務管理費補助金でございますけれども、主なものとしましては庁舎建設への補助、それから2節地域活性化緊急安心実現総合対策補助金でございますけれども、これにつきましては小型動力ポンプ付積載車購入への補助となっております。

それから、3節定額給付金事業交付金、それから4節の地域活性化・生活対策臨時交付金につきましては、全額21年度へ繰り越しをしてございます。

20ページをお願いいたします。

2目民生費国庫補助金でございますけれども、5節の子育て応援特別手当給付事業交付金でございますけれども、これにつきましては事務費の14万円を除きまして1,500万円を繰り越してございます。

それから、3目1節の道路橋りょう費補助金での繰越明許費でございますけれども、これにつきましては地方道路整備臨時交付金事業の山下大沢線の事業費分でございます。

21ページでございますけれども、6目特定防衛の関係でございますが、1節の特定防衛施設周辺整備調整交付金での繰越明許費の内訳でございますけれども、町道山ノ神禅興寺線の改良舗装工事、それから馬場後石高線の用地補償費となっております。

16款の県支出金でございます。21ページ、それから22ページ、それから23ページ、24ページのそれぞれ1項の県負担、それから2項の県補助金、3項の委託金とも調定額どおりの収入済額となっております。

25ページをお願いいたします。

17款財産収入の方でございます。2項1目1節土地売払収入でございます。財産売払収入の方でございますけれども、これにつきましては仙台北部工業団地内での旧道路敷の売却、それからリサーチパーク内での土地売払などによるもので、9,354万円の収入となっております。

18款の1項、26ページをお願いいたします。この中の2目土木費寄附金の1節土木管理費寄附金でございますけれども、これにつきましては町道小鶴沢線道路改良事業に対します財団法人宮城県環境事業公社からの寄附金で、1,300万円の収入となっております。

それから、19款の繰入金の1項特別会計繰入金、それから27ページの2項基金繰入金、それから28ページになりますけれども、20款の繰越金でございますけれども、これらにつきましては調定額どおりの収入済額となっております。

29ページの方になりますけれども、21款の3項貸付金元利収入でございます。2目1節の商工費貸付金元利収入につきましては、町中小企業振興資金の預託金などで2,710万円の収入。それから3目でございます。土木費貸付金元利収入の1節土木費貸付金元利収入でございますけれども、吉岡南第二区画整理組合へ貸し付けした償還金でございます。

それから、4項受託事業関係です。1目1節自転車競技場管理受託事業収入でございますけれども、これにつきましては財団法人宮城県スポーツ振興財団からの自転車競技場の管理受託事業の収入でございます。

30ページでございますが、21款の5項1目給付金の2節の給食費給付金でございますけれども、学校給食に対します納付金で1億275万円の収入でございますして、314万円が収入未済となっております。

それから、3目1節の雑入でございます。その中での主なものとしたし

まして、地域振興事業助成金、宝くじ関係の交付金でございますが、500万円、それから仙台北部工業団地内での道路等公共施設撤去工事費用の収入2,323万円などで、5,592万円の収入となっております。

それから、22款の町債でございますけれども、1目の総務債から、31ページになりますけれども、7目の借換債までにつきましては、調定額どおりの収入済額となったところでございます。

以上が一般会計の歳入でございます。

議長（大須賀 啓君）

総務まちづくり課長遠藤幸則君。

総務まちづくり課長（遠藤幸則君）

続きますので、歳出の方でございます。

32ページの方になります。あわせて、決算附属資料の説明資料、これの25ページの方もお聞きいただきたいと思っております。

1款1項1目議会費につきましては、議員18名、職員3名の議会の定例会議、臨時会議、各常任委員会活動等、人件費及び議会運営に要した費用でございます。

1節及び9節は議員の報酬及び費用弁償等であります。2節、3節、4節につきましては、職員の給料、職員の手当等、共済費の人件費に係るものでありまして、以下、各款の科目の2節から4節までの人件費等につきましては説明を省略させていただきますので、よろしくどうぞお願いを申し上げます。

11節につきましては、議会だよりを年4回発行した印刷製本費等に要した費用、13節は会議録作成等の委託料になるものであります。19節は県、宮黒議長会の負担金のほか、政務調査費になるものでございます。

次に、2款1項1目につきましては、一般管理費、職員研修事業、公用車管理及び連絡区長等に要した費用になります。説明資料につきましては、29から30ページになります。

1節につきましては、区長59名、産業医1名に係るもの、8節につきましては、退任区長等への記念品等に要したものであります。9節につきましては、職員の研修旅費のほか、企業誘致活動等に要した費用、11節需用

費は、事務用コピー代、消耗品、新聞・図書等の購入代のほか、公用車の燃料及びタイヤ等の消耗品に係るものであります。12節は、公用車の保険料となります。13節委託料につきましては、県公平委員会事務委託のほか、職員の健康診断業務委託料になるものであります。14節は、職員駐車場の土地借上料及び現行例規集のCD-ROMの使用料になるものであります。19節は、黒川地域行政事務組合の管理運営費分や宮黒町村会への負担金のほか、区長会への活動助成等になるものであります。23節は、宮城県移譲事務交付金等の平成18年度実績による償還金になります。27節公課費につきましては、公用車の重量税になるものであります。

次に、文書広報費は、文書管理、広報広聴等に要した費用となります。説明資料につきましては、31ページから32ページになります。

1節につきましては、情報公開等審査会がなかったものにより、支出はゼロになったものであります。8節報奨費につきましては、広報モニターへの謝礼。

34ページであります。

11節につきましては、広報たいわの月平均で8,558部発行に要しました印刷製本費のほか、町例規集の追録代等になります。12節は、郵便後納料金、電話料金、インターネット等の通信料。13節委託料につきましては、例規システムの保守点検料。14節につきましては、印刷機、ファックス、例規システム機械借上料となるものであります。19節負担金につきましては、社団法人日本広報協会への会費の負担金等となっております。

議 長 （大須賀 啓君）

暫時休憩します。

休憩時間は10分間とします。

午後1時58分 休 憩

午後2時08分 再 開

議 長 （大須賀 啓君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

財政課長千坂賢一君。

財政課長 （千坂賢一君）

それでは、決算書の34ページ、2・1・3の財政管理費になります。説明書の32ページ中段の財政管理費部分につきましてもあわせ参照をお願いいたします。

財政管理費につきましては、予算編成等々、財政課の一般事務を経理する科目でございまして、8節の報償費につきましては、入札監視委員会1回分の支出経費でございます。需用費につきましては、予算書、それから成果に関する説明書の印刷経費、さらにはコピー、参考書、消耗品等々の経費でございます。委託料につきましては、行財政評価等の作成ということで業務委託予定でございましたけれども、内部の調整等を含めて執行してございませんでした。19節の負担金補助及び交付金につきましては、地方財務協会と全国森林環境税創設促進連盟の負担金でございます。24節投資及び出資金につきましては、20年度から改組されました地方公営企業等金融機構に対します出資金でございます。25節積立金につきましては、財政調整基金、町債管理基金、ふるさと基金への積立金でございます。

議 長 （大須賀 啓君）

会計管理者兼会計課長浅野雅勝君。

会計管理者兼会計課長 （浅野雅勝君）

4目会計管理費でございますけれども、会計事務に要した経費でございます。

11節でございますが、決算書、封筒等の印刷代、それから図書購入、コピー代等でございます。12節でございますけれども、口座振込の回線使用料及び口座振替手数料でございます。以上でございます。

議 長 （大須賀 啓君）

財政課長千坂賢一君。

財政課長 （千坂賢一君）

続きまして、2・1・5の財産管理費の財政課分についてご説明申し上げます。

説明書の32ページ、33ページにつきまして参照お願いいたします。

こちらの財産管理費の部分の財政課の所管部分につきましては、普通財産の管理費、それから庁舎の管理費、公用車、共用車の管理費の三つの内容になってございます。

7節賃金につきましては、普通財産の除草、刈り払いといたしまして8万5,000円ほどの支出でございます。それから、需用費につきましては、庁舎におけます燃料費、光熱水費、修繕料、公用車の燃料費、公用車修繕料、あと普通財産につきましては、普通財産の一部修繕といった部分の支出経費になってございます。12節につきましては、電話、自動車の保険料、それから建物の火災保険料等でございます。委託料につきましては、町有林の保育事業といたしまして高田の西風部分、それから庁舎の施設等々の管理で庁舎の清掃、それから宿日直、自動ドア、電話交換機等の委託経費でございます。14節使用料及び賃借料につきましては、NTT施設の今の振興公社、あるいは町の倉庫として使っている部分の借上料、それから役場裏の駐車、来客用駐車場の敷地、電話交換機、あとテレビの受信料でございます。工事請負費につきましては、生活対策の交付金といたしまして補正措置をいたしました、繰り越したものでございます。18節備品購入費につきましては、宿日直用のコードレス電話が不具合になりましたものから更新いたしましたものでございます。19節負担金補助及び交付金につきましては、郡交通安全運転管理者会ほか2団体への負担金でございます。23節償還金利子及び割引料につきましては、リサーチパークの関係で運用いたしました宮床財産区の基金の運用への利子部分でございます。25節積立金につきましては、庁舎建設基金への積立金でございます。27節につきましては、公用車の重量税でございます。

議長（大須賀 啓君）
環境生活課長高橋 完君。

環境生活課長（高橋 完君）

同じく5目財産管理費中、環境生活課所管分につきましてご説明いたします。

吉岡コミュニティセンター、吉田コミュニティセンター、鶴巢防災セン

ターの3施設維持管理に要した経費について支出したものでございます。

3施設の利用状況につきましては、主要な施策の成果に関する説明書の33ページをご参照願います。

支出の主なものでございますが、7節賃金は、施設の事務補助員、清掃員、巡視員の賃金でございます。11節需用費は、3施設の光熱水費、修繕料でございます。12節役務費は、通信費及び施設の火災保険料。13節委託料は、吉岡コミセンの窓口業務及び防火設備の保守点検業務でございます。

引き続きまして、6目企画費のうち、環境生活課所管分につきましてご説明申し上げます。

コミュニティ推進事業、町民バス運行事業に要した経費を支出いたしましたものでございます。

事業の概要につきましては、説明資料の33ページから36ページを参照願います。

町民バス運行事業につきましては、4台の町保有車両により12路線の運行を行い、日常生活における足の確保を図ったものでございます。また、平成21年度からのより一層の利便性を図るため、町民バス運行時刻等の見直しを行うため大和町地域公共交通会議を2回開催したものでございます。

支出の主なものでございますが、8節報償費は、交通会議委員への謝金、11節需用費は、町民バスの修繕料、タイヤ等の消耗品。13節委託料は、町民バス運行業務委託料でございます。次のページの19節負担金補助、交付金は、コミュニティ推進事業として荒井地区の集会所建設補助金を支出したものでございます。

以上でございます。

議 長 （大須賀 啓君）

総務まちづくり課長遠藤幸則君。

総務まちづくり課長 （遠藤幸則君）

続きまして、6目企画費の総務まちづくり課関係分について説明をいたします。

1節及び9節につきましては、総合計画審議会委員25名に対する報酬及び費用弁償となるものであります。8節総合計画策定懇談会委員33名、中心市街地基本構想検討委員会11名等に対します報償費となるものであります。11節は、地域活性化事業や総合計画策定に伴う事務用消耗品のほか、印刷製本費に要した費用でございます。13節委託料につきましては、総合計画及び国土利用計画策定業務委託及び地上デジタル放送電波受信調査の業務委託に係るものであります。15節工事請負費につきましては、テレビ共同受信施設の支障物件工事を3カ所行ったものであります。

次ページをお願いいたします。36ページです。

19節の負担金につきましては、仙台都市圏広域行政推進協議会のほか14団体の負担金及びまほろばまちづくり協議会、杜の丘子育てサロン・ぽっぽこ、人形劇サークル「七ツ森座」等5団体への活動助成となったものであります。24節の投資及び出資金につきましては、大和町地域振興公社の株券購入でございます。

次に、7目電子計算費でございます。説明資料は36ページでございます。

電子計算費につきましては、電算機器等の管理運営に要した費用でありまして、11節は、電算関係消耗品のほか、コンピューターウイルス対策ソフトの更新等になります。12節は、インターネット接続サーバー使用等光通信回線等の通信費用であります。13節委託料につきましては、電算業務処理に伴う総合保守委託及び電算処理運用に伴う支援保守業務委託となっております。14節は、財務会計、人事給与、文書管理、施設管理など情報処理と情報管理を行うための行政事務の基幹システムの電算機器の借りに要した費用でございます。19節は、県高度情報化推進協議会への負担金となるものであります。

議 長 （大須賀 啓君）
町民課長瀬戸啓一君。

町民課長 （瀬戸啓一君）
続きまして、8目出張所費でございます。

出張所費につきましては、もみじヶ丘出張所の管理運営に要した経費でございます。

主なものとしまして、12節につきましては、窓口証明のためのファックス回線の通話料、14節につきましては、テレビの受信料でございました。

議長 長 （大須賀 啓君）

総務まちづくり課長遠藤幸則君。

総務まちづくり課長 （遠藤幸則君）

次に、9目交通対策費につきましては、交通安全対策事業等に要した費用でございます。

1節につきましては、交通安全指導員22名に対する報酬であります。9節旅費は、交通安全指導員延べ793名の費用弁償になるものであります。11節費用弁償は、春・秋の交通安全運動啓発用のチラシや啓発注意看板等、また新入生用の黄色い帽子、防犯ブザー等に要した費用になるものであります。12節につきましては、チャイルドシート貸し出し延べ36台に係る損害保険料等のほか、交通安全指導員に係る損害保険料になるものであります。19節は、交通安全指導員福利厚生事業及び郡及び町の交通安全推進協議会への負担金となるものであります。

次に、10目無線放送施設管理費につきまして説明申し上げます。説明資料は37ページであります。

11節は、戸別受信機4機の修繕のほか電気料になるもの、13節委託料は、防災無線放送機器の年間保守点検業務委託、19節は、電波利用料になるものであります。

次に、12目庁舎建設費になります。説明資料の方は38ページになります。（「環境生活課」の声あり）失礼いたしました。

議長 長 （大須賀 啓君）

環境生活課長高橋 完君。

環境生活課長 （高橋 完君）

37ページ、11目女性行政推進事業費につきましてご説明申し上げます。

女性行政推進事業及び消費者行政事業に要した経費を支出したものでございます。事業内容につきましては、説明資料の38ページをご参照願います。

女性行政推進事業につきましては、男女共同参画社会の形成に向け意識の高揚を図るための諸事業、または消費者行政として消費者が安心して買い物ができるよう商店への立入調査や賢い消費者育成のための消費生活講座を行ったものでございます。

支出の主なものでございますが、1節報酬は、男女共同参画推進審議会委員の報酬、8節報償費は、男女共同参画の研修及び消費生活講座の講師謝礼、9節は、男女共同参画推進審議会委員の費用弁償、11節需用費は、事務消耗品及び啓発用リーフレット等の印刷製本費、14節使用料及び賃借料は、消費生活講座研修会の際のバス借上料でございます。以上でございます。

議長（大須賀 啓君）

総務まちづくり課長遠藤幸則君。

総務まちづくり課長（遠藤幸則君）

目を飛ばして申しわけございませんでした。

12目庁舎建設費でございます。説明資料が38ページでございます。

11節需用費につきましては、図面印刷等の事務用品、繰り越し分は34万7,000円になるものであります。12節につきましては、確認検査手数料55万3,000円を繰り越すものでございます。13節委託料は、新庁舎電算ネットワークシステム……、38ページの方です。申しわけございません。

委託料につきましては、新庁舎電算ネットワークシステムの業務委託、新庁舎情報処理システムの整備の業務委託、新庁舎の入退庁セキュリティーシステム関係、庁舎の解体工事の設計業務委託のほか、工事の施工監理業務委託に係る費用でございます。繰り越し分につきましては工事の施工監理業務分でございます。15節の工事請負費につきましては、建築本体工事、電気設備工事、機械設備工事に係る費用でございます。それぞれ翌年度に繰り越したもの、21年度に繰り越したものでございます。17節の公有財産購入費は、庁舎用地の一部を黒川地域土地開発公社で取得したものを10年間で買い戻す購入費用となるものであります。19節につきましては、新庁舎建設に伴う給水加入金になります。23節は、庁舎用地を取得する際に宮床財産区よりの借り入れ分の利子償還分に係るものであります。

議長（大須賀 啓君）

環境生活課長高橋 完君。

環境生活課長（高橋 完君）

次に、13目諸費につきましてご説明申し上げます。

防犯対策事業、人権相談、行政相談の開設、社明運動、町表彰式及び財産区地域振興事業に要した経費を支出いたしましたものでございます。各事業の実施状況につきましては、説明資料の39、40ページをご参照願います。

支出の主なものでございますが、1節報酬は表彰審査委員へ、8節報償費は表彰者への記念品代等でございます。11節需用費は、防犯灯の電気料及び修繕料等、人権相談の際の昼食代、人権啓発用リーフレット印刷代となっております。12節役務費は、公用車保険料及び全国町村会賠償保険料、15節工事請負費は防犯灯設置工事、19節負担金補助、交付金は、仙台人権擁護委員協議会、黒川地区犯罪者予防更生協会負担金及び財産区地域振興補助に要したものでございます。以上でございます。

議長（大須賀 啓君）

総務まちづくり課長遠藤幸則君。

総務まちづくり課長（遠藤幸則君）

次に、14目特定防衛施設周辺整備調整交付金事業費でございます。説明資料は40ページであります。

12節につきましては、町道山ノ神禅興寺線の不動産鑑定評価及び交通安全広報車に係る手数料であります。13節は、町道東車堰線、五福院線の用地測量及び実施設計委託に係るものであります。15節の工事請負費は、防雪・2カ所のほか山ノ神禅興寺線の道路改良に講じた費用となるものであります。17節は山ノ神禅興寺線に係る用地取得分、18節の備品購入費は、一里塚公園ほか3カ所への遊具、交通安全広報車2台、学校給食保温食缶、大和中学校教育用パソコン18台、教育ふれあいセンター3カ所への遊具購入費用となっているものであります。22節は、山ノ神禅興寺線に係る支障物件移転補償、27節は、交通安全広報車に係る重量税となるものであります。

15目定額給付金事業費につきましては、3節から19節まで全額21年度へ繰り越したものでありますが、この給付金事業につきましては、景気後退下の生活者の不安にきめ細かく対処するための家計への緊急支援として、国の20年度補正で決定された事業でありまして、1人当たり1万2,000円給付するものであります。そのほか65歳以上、18歳以下については2万円が支給される見込みで、町におきましては、対象者を2万4,807人と見込み、関係する予算全額を繰り越したものでございます。以上です。

議 長 （大須賀 啓君）
税務課長佐藤成信君。

税務課長 （佐藤成信君）

それでは、決算書の40ページをお願いいたします。

2款2項徴税费についてご説明をいたします。

成果に関する説明書の41ページから44ページをあわせてご参照願います。

なお、平成20年度町税の税目別課税状況につきましては、19ページから24ページとなっておりますので、よろしく願いをいたします。

1目税務総務費につきましては、税務事務一般に要する費用で、電算システムの維持管理等の支出であります。

1節及び9節につきましては、総務まちづくり課所管の固定資産評価審査委員会の委員報酬、費用弁償であります。開催はありませんでした。11節につきましては、参考図書、追録代、コピー代、事務消耗品代であります。13節につきましては、各種町税等の課税システム、収納システム、申告支援システム、証明システム等の年間保守業務委託に係る支出であります。19節につきましては、大和町納税貯蓄組合連合会、仙台たばこ販売協同組合女性部黒川支部への補助金、負担金につきましては、宮城県軽自動車等運営協議会ほか2件への負担であります。

次に、2目賦課徴収費であります。町税、国民健康保険税、介護保険、後期高齢者の賦課徴収に関する直接的な事務経費で、確定申告や課税額の決定に要する経費及び納付書の送付、土地家屋の異動処理や評価等に要した経費の支出であります。

7節につきましては、収納事務嘱託員1名及び給与支払報告書の整理並びに申告相談等に係る事務補助員1名に係る支出であります。8節につきましては、78納税貯蓄組合に対する完納報奨金であります。11節につきましては、各種町税の課税台帳、納税通知書及び徴収事務に係る督促、催告状、滞納整理カードの印刷等に係る支出であります。12節につきましては、申告書、納税通知書等の郵送料のほか、口座振替手数料等の支出であります。13節につきましては、固定資産評価替えに係る航空写真、土地家屋現況図異動修正業務、不動産鑑定評価業務及び町・県民税申告、償却資産申告データ入力業務、固定資産税のシステム変更業務等の委託料の支出であります。14節につきましては、公的年金からの個人住民税特別徴収に係る電子化システム及び滞納管理システム等の借上料の支出であります。

41ページをお願いいたします。

19節につきましては、地方税電子化協議会への負担金であります。23節につきましては、法人・個人町民税、固定資産税等の確定申告や税額の修正、更正に係る過年度還付金及び加算金の支出であります。なお、法人の予定納税に対する還付金措置として1億4,000万円を繰越明許の処理をしましたが、実績といたしまして1億円強でございました。27節は庁用車プリウスの重量税であります。以上です。

議長 (大須賀 啓君)

町民課長瀬戸啓一君。

町民課長 (瀬戸啓一君)

続きまして、3項1目の戸籍住民基本台帳費でございます。この予算につきましては、町民課の窓口事務、住民基本台帳、戸籍事務のシステム運営等に要した経費でございます。

主なものとしまして、11節につきましては、各種証明の申請書印刷等でございます。13節につきましては、戸籍総合システムの保守点検委託料等でございます。14節につきましては、戸籍住民ネットの機械借上料、19節につきましては、宮城県戸籍事務協議会負担金、同じく外国人登録協議会への負担金でございます。以上でございます。

議 長 （大須賀 啓君）

総務まちづくり課長遠藤幸則君。

総務まちづくり課長 （遠藤幸則君）

4項選挙費につきましては、選挙管理委員会の運営、選挙啓発及び各種選挙に要した費用となります。説明資料は47ページの方になります。

1目報酬につきましては、選挙管理委員会委員4名の報酬に係るもの、次ページをお願いいたします。9節旅費につきましては、費用弁償になるものであります。

2目選挙啓発費につきましては、選挙啓発ポスターコンクールの際の記念品等でございます。

3目農業委員会委員選挙執行費につきましては、平成20年7月6日執行の事務事業に要した費用であります。選挙は無投票でありました。

4目大和町土地改良区総代選挙執行費につきましては、平成20年10月16日執行の事務事業に要した費用であります。選挙は無投票でありました。

続いて、43ページの方であります。

5項1目統計調査費であります。説明資料の方は48ページであります。

統計調査費につきましては、各種指定統計調査等に要した費用で、1節及び9節は、住宅土地統計調査、工業統計調査に係る調査員の報酬及び費用弁償になるものであります。19節は、町の統計調査員協議会への助成を行ったものでございます。

6項1目監査委員費の1節及び9節は、監査委員2名の報酬及び費用弁償、19節、次ページでございます。44ページの19節の方は、宮黒地方町村監査委員協議会への負担金になるものでございます。以上です。

議 長 （大須賀 啓君）

保健福祉課長瀬戸善春君。

保健福祉課長 （瀬戸善春君）

3款の民生費でございますが、成果に関する説明書49ページからの民生部門もあわせて参照願います。

3款1項1目社会福祉総務費につきましては、社会福祉協議会、民生委員・児童委員協議会、遺族会の助成事業、生活保護支給事務、長寿社会基金積み立て及び国保会計への繰り出しに要した費用であります。

主なものとしたしまして、14節であります。福祉道路の土地借上料でございます。15節につきましては、知的障害者通所更生施設いこいの家たんぽぽの屋根の一部修繕工事でございます。19節であります。社会福祉協議会、町ボランティアセンター、民生委員・児童委員協議会、町遺族会等に対し運営費の一部を助成したものでございます。20節であります。住宅火災による災害見舞金及び浮浪者の一時扶助であります。

45ページの25節につきましては、長寿社会対策基金への積み立て、28節であります。国民健康保険事業勘定特別会計への繰り出しでございます。

次に、2目の老人福祉費でございます。老人保健医療費適正化対策事業、敬老事業、老人保護措置費などに要した費用でございます。7節であります。老人医療事務補助パート職員の賃金でございます。8節につきましては、敬老会記念品代などでございます。11節は、敬老会時の食糧費、名簿印刷などに要した費用が主なものでございます。13節であります。レセプト点検業務委託、寝具乾燥サービス、軽度生活援助に要した費用でございます。19節であります。となりぐみ生き生きサロン51地区、52老人クラブへの助成でございます。20節につきましては、養護老人ホームの措置費5人分であります。それから、80歳以上の方への敬老祝金、特別敬老祝金、高齢者世帯への住宅用火災警報設置費用、介護用品購入費助成事業に要した費用でございます。28節につきましては、老人保健特別会計及び介護保険事業特別会計への繰り出しでございます。以上でございます。

議 長 （大須賀 啓君）

町民課長瀬戸啓一君。

町民課長 （瀬戸啓一君）

続きまして、3目国民年金費でございます。年金事務に要した経費でございます。

負担いたしましたものであります。20節であります、重度障害者への日常生活用具の給付、居宅サービス及び施設サービス等に係る介護給付、訓練等給付、補装具等の支給及び自立支援医療・更生医療費等に係る扶助であります。23節であります、自立支援給付等の精算に伴う国、県への返還金であります。

5目のひだまりの丘管理費であります、保健福祉総合センターへの維持管理に要した費用でございます。

7節は、福祉公園内管理の作業賃金等であります。11節は、センター内の光熱水費及び燃料費であります。12節は、電話料及び建物共済掛金等あります。13節は、施設維持管理業務、機械設備保守点検業務、警備業務等の業務を委託したものでございます。19節は、黒川地区防火管理協議会、危険物安全協会への負担金でございます。以上でございます。

議 長 （大須賀 啓君）

町民課長瀬戸啓一君。

町民課長 （瀬戸啓一君）

続きまして、6目後期高齢者福祉総務費でございます。後期高齢者医療に要した経費でございます。

13節につきましては委託料でございます、後期高齢者医療制度、平成20年度途中でシステム変更ございました。制度改正によるシステム変更に要しました委託料でございます。全額国庫補助でございます。18節につきましては、後期高齢者保険料徴収の専用パソコン購入代でございます。19節につきましては、宮城県後期高齢者医療広域連合会への町村の負担金でございます。28節につきましては、後期高齢者特別会計への繰出金でございます。

続きまして、2項児童福祉費1目児童福祉総務費でございます。この予算につきましては、児童遊園の管理事業、次世代育成支援対策業務、虐待防止連絡協議会事業、児童手当、児童扶養手当の事務、乳幼児医療費助成事業、心身障害者の医療費助成事業、母子父子家庭医療費助成事業に要した経費でございます。

主なものとしまして、7節の賃金でございますけれども、児童遊園4カ

所の維持管理費用でございました。8節につきましては、次世代支援事業の委員の報酬及び講師の謝礼等でございます。

次のページお願いいたします。

13節につきましては、乳幼児医療の審査取扱手数料委託料でございまして、国保連合会への委託料でございます。15節につきましては、児童遊園の維持修繕料でございます。19節につきましては、すこやかな子供をはぐくむ町民会議への補助金、仙台地区青少年育成連絡協議会への負担金、青少年のための県民会議への負担金でございました。20節につきましては、乳幼児医療費、児童医療費、心身障害者医療費の助成でございます。23節につきましては、平成19年度分の前節の20節の扶助費の精算、県補助金等の精算に基づきました県への戻入金、返還金でございます。

続きまして、2目の児童措置費でございます。

この予算につきましては、平成20年度分といたしましては、児童手当に要した費用としまして20節の扶助費、23節の償還金利子割引料でございます。その他の節につきましては、ことし2月の臨時議会でご可決を賜りました子育て応援特別手当の事業でございまして、繰り越しと。大半が繰り越しになったものでございます。

主なものとしまして、3節につきましては、職員の時間外手当、2月分、3月分の手当でございます。20節扶助費につきましては、児童手当の支給額でございます。23節につきましては、19年度分の児童支給の実績精算に基づきます県への返還金でございます。

3目の母子福祉費でございます。

次のページをお願いいたします。

主なものとしまして、19節につきましては、大和町の母子福祉会への運営補助金でございます。20節の扶助費につきましては、医療費補助でございます。21節の貸付金につきましては、大和町母子福祉会を通しまして母子家庭への貸し付けを行ったものでございます。23節につきましては、19年度の医療費実績精算に基づく宮城県への返還金でございます。

以上であります。よろしく申し上げます。

議長（大須賀 啓君）

保健福祉課長瀬戸善春君。

保健福祉課長 （瀬戸善春君）

次に、4目の保育所費でございますが、説明書の57ページをあわせて参照願います。

4目につきましては、大和町保育所、もみじヶ丘保育所の管理運営に要した費用でございます。

1節でございますが、小児科、歯科の嘱託医に対する報酬であります。7節は、保育士、調理員、業務員、看護師等の臨時職員に対する賃金であります。8節は、保育所の入退所の際の記念品及び運動会の賞品等であります。11節は、保育所の維持管理費用及び給食賄い材料等であります。12節につきましては、給食用の腸内細菌検査料、火災保険料及び電話料等であります。13節は、警備、清掃、消防設備点検及び保育士派遣に係る業務を委託いたしましたものであります。

50ページをお開きいただきます。

14節につきましては、コピー機、印刷機、遠足時のバス等の借り上げに要した費用であります。15節につきましては、インターホン設置、遊具の補修・修繕及び大和町保育所の側溝敷設を実施いたしましたものであります。18節は、ガス湯わかし器、洗濯機、食器消毒保管器及びガス給湯器等を購入いたしましたものであります。19節につきましては、日本スポーツ振興センター災害共済への負担金及び低年齢児保育施設助成対策といたしまして、3歳児未満児を対象にことりの杜託児所へ助成いたしましたものでございます。

議 長 （大須賀 啓君）

教育総務課長織田誠二君。

教育総務課長 （織田誠二君）

続きまして、5目児童館費です。

児童館費につきましては、6児童館の管理運営に要した費用で、主要な施策説明書57ページをあわせてご参照願いたいと思います。

1節につきましては、6児童館の運営協議会開催に伴う委員報酬及び落合児童館嘱託館長の報酬であります。7節賃金につきましては、臨時児童厚生員12名、用務員2名の賃金です。8節につきましては、幼児教育特別事業等における講師謝金等であります。11節につきましては、事務用消耗

品、教材費、光熱水費等であります。12節は、電話代、火災保険料、子供傷害賠償責任保険料などあります。13節は、もみじヶ丘児童館の自動ドアの保守点検及び警備委託料でございます。14節につきましては、児童館行事の遠足等のバス借上料であります。15節につきましては、もみじヶ丘児童館の館内、館外、天井や壁の補修・修理等であります。繰越明許費2,070万円につきましては、大平、報恩寺、吉田の旧児童館3館の解体費用及びもみじヶ丘児童館の外壁修繕事業を21年度に繰り越したものでございます。18節につきましては、吉岡児童館、宮床児童館にファックス付の電話を購入したものでございます。19節につきましては、児童館母親クラブ、宮床児童館後援会等の助成金であります。以上でございます。

議長 （大須賀 啓君）

保健福祉課長瀬戸善春君。

保健福祉課長 （瀬戸善春君）

次に、4款の衛生費でございます。説明書の58ページからの衛生部門もあわせて参照願います。

1項1目の保健衛生総務費であります。母子保健事業、乳幼児健康診査、栄養改善事業、健康づくり事業、黒川地域行政事務組合への負担金、水道事業への繰出金等に要した費用であります。

7節であります。臨時保健師及び健康診査時の助産師、看護師、栄養士、歯科衛生士の臨時職員賃金であります。8節につきましては、健康診査時の医師、心理判定員の謝礼、健康たいわ21プラン推進委員会、保健推進員の報償費、献血時の記念品等あります。11節は、子育て情報誌、母子手帳作成費等あります。13節につきましては、妊婦、乳幼児、一般健診等の各種健診及び休日診療業務の委託料であります。18節につきましては、乳幼児健診用体重計の購入であります。19節につきましては、黒川病院事業運営費及び火葬場運営経費として黒川地域行政事務組合へ負担いたしましたものであります。補助金につきましては、町保健推進委員会及び町食生活改善推進委員会に助成をいたしたものであります。

52ページになります。

24節につきましては、水道事業への出資金であります。28節につきましては、戸別合併処理浄化槽特別会計、水道事業会計にそれぞれ繰り出したものであります。

2目の予防費であります。結核検診、基本健康診査及び予防接種等の業務と健康相談事業に要した費用であります。

7節につきましては、ポリオ、BCGの予防接種、健康相談時の看護師、保健師、栄養士等の賃金であります。8節は、予防接種に係る医師謝礼であります。11節は、主なものといたしまして各種検診の受診票の印刷代等であります。12節は、検診案内発送等に係る通信費であります。13節は、予防接種の委託、基本健康診査を初め各種住民検診を受診機関へ業務委託したものであります。以上でございます。

議長 （大須賀 啓君）

環境生活課長高橋 完君。

環境生活課長 （高橋 完君）

3目環境衛生費につきましては、環境美化の推進、ごみ不法投棄防止事業、公衆衛生活動事業、環境計画推進事業、大和町環境マネジメントシステム事務推進事業、公害対策事業、有害鳥獣対策事業、狂犬病予防事業に要した経費を支出したものでございます。実施概況につきましては、説明資料の67ページから69ページをご参照願います。

8節報償費につきましては、環境美化推進委員60名への謝金、環境ポスターコンクール出展者への記念品代でございます。11節につきましては、防疫薬剤のほか事務消耗品費でございます。印刷製本費は環境副読本の増刷及び狂犬病予防集合注射周知用はがき印刷代、修繕料は消毒機械の修繕料でございます。12節役務費につきましては、通信費、公用車損害保険料でございます。13節委託料につきましては、臨時粗大ごみ運搬処理、不法投棄ごみ処理業務、不法投棄監視パトロール及び撤去作業業務、河川水質検査業務、狂犬病予防集合注射業務委託料でございます。18節の備品購入費につきましては、防疫薬剤散布機械の購入費でございます。19節につきましては、大和町有害鳥獣被害対策協議会負担金及び町公衆衛生組合連合会等への補助金でございます。

次に、2項清掃費1目廃棄物処理費につきましてでございますが、これにつきましては一般廃棄物処理業、資源回収処理事業、生ごみ処理機購入者への助成、環境美化施設整備補助及び山田ごみ埋立場の維持管理に要した経費を支出したものでございます。実施概況につきましては、説明資料の70ページから72ページをご参照願います。

支出の主なものでございますが、1節報酬につきましては、廃棄物減量等推進審議会委員への報酬、8節報償費につきましては、36団体に対する資源回収奨励金でございます。11節需用費につきましては、ごみ収集計画表、廃棄物搬入申請書等の印刷代でございます。13節委託料につきましては、一般廃棄物収集運搬業務、山田埋立場の水質調査及びダイオキシン類検査業務及び埋立場の除草業務委託料でございます。19節の負担金補助、交付金につきましては、し尿処理、ごみ処理及び最終処分場運営経費の黒川地域行政事務組合への負担金のほか、生ごみ処理機等の購入補助及びクリーンステーション整備補助金でございます。以上でございます。

議長 長 （大須賀 啓君）

暫時休憩します。

休憩時間は10分間とします。

午後1時58分 休 憩

午後2時08分 再 開

議長 長 （大須賀 啓君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

産業振興課長庄司正巳君。

産業振興課長 （庄司正巳君）

5款農林水産業費につきましてご説明申し上げます。

54ページお開きを願います。

5款1項1目農業委員会費でございます。説明資料の方は73ページから74ページの方をご参照いただきます。

農業委員会費につきましては、農業委員会の定例会の開催と農業委員の活動に要した費用及び農地の集積、農家基本台帳の整備、農業者年金事務、後継者対策としての結婚相談活動、集落営農の支援等に要した経費でございます。

主なものとしたしましては、7節は農業者年金の台帳整備補助賃金、8節は結婚アドバイザーへの謝礼、9節は農業委員の費用弁償及び職員の旅費、14節につきましては、県農業大会等、農業委員研修の際の車借上料でございます。19節につきましては、県農業会議への負担金のほか、認定農業者連絡協議会、町農業者年金加入者協議会のほか、集落営農支援事業への補助金が主なものでございます。

議長（大須賀 啓君）

環境生活課長高橋 完君。

環境生活課長（高橋 完君）

次に、2目農業総務費でございます。町民研修センター、宮床基幹集落センター、吉田・落合ふるさとセンターの4施設の施設管理、宮床ふれあい農園管理に要した経費を支出したものでございます。実施概況につきましては、説明資料の75ページをご参照願います。

支出の主なものでございますが、7節賃金につきましては、宮床基幹集落センター等の清掃賃金、11節需用費につきましては、各施設の光熱水費及び修繕料でございます。12節役務費につきましては、通信費及び施設の火災保険料でございます。13節委託料につきましては、町民研修センターの窓口業務及び日直、巡視業務、清掃業務及び防火設備等の保守点検業務等の委託料及び宮床ふれあい農園の管理委託料でございます。15節工事請負費につきましては、吉田ふるさとセンター屋根の補修工事及び落合ふるさとセンター生活改善実習室の改修工事費でございます。19節は、社団法人みやぎ原種苗センターと鳴瀬川水系さけ・ます増殖協会への負担金でございます。以上でございます。

議長（大須賀 啓君）

産業振興課長庄司正巳君。

産業振興課長 （庄司正巳君）

続きまして、3目農業振興費でございます。

説明資料の方は75ページから77ページの方をご参照いただきます。

農業の振興、農業経営改善、担い手、認定農業者の育成、水稲病虫害防除、農業用廃プラ適正処理への支援、農地・水・環境保全向上活動支援事業、たいわ産業まつり、制度資金利子補給、農業経営等に関する支援、中山間地域への振興及び農地等環境保全対策等に要した費用でございます。

14節は、認定農業者連絡会視察研修のバス借上料、19節は、農地・水・環境保全向上対策に係る町負担金、県青果物価格安定総合補償協会ほかへの負担金、補助金としましては、制度資金利子補給金、黒川農作物病虫害防除対策協議会への助成金、良質米推進対策や産地確立安定化事業としてJAあさひなへの助成、中山間地域等直接支払いへの交付金ほかでございます。

56ページの方をお願いいたします。

続きまして、4目畜産費でございます。

説明資料の方については77ページでございます。

町畜産振興協議会を通じた畜産農家への研修等の支援のほか、大家畜経営支援資金利子補給事業等の経費となっております。

主なものとしまして、19節、町畜産振興協議会への負担金、補助金として大家畜経営支援資金利子補給金及び繁殖牛子牛事故共済事業補助金、町肉用牛素牛促進特別事業補助金が主なものであります。23節は、家畜導入事業への国庫納付金相当額の納付金でございます。

続きまして、5目農地費でございます。

説明資料の方につきましては78ページでございます。

県営土地改良事業によるため池整備、王城寺原演習場周辺障害防止対策事業等に要した費用でございます。

主なものといたしましては、11節需用費は、用水路やため池のネットフェンスの修繕、13節は名子沢ため池に係る用地杭埋設、登記用図面作成などや勝負沢ため池に係る用地測量業務に要した費用、15節は直沢ため池取水施設修繕工事、ガキ沢ため池管理橋修繕工事等となっております。16節は農道用補修の碎石代、17節は勝負沢ため池に係る土地購入費となっております。

次ページ、57ページでございます。

19節は、吉田川流域ため池組合ほかの負担金及び県営事業としての名子沢ため池整備及び八志田堰用水路整備事業負担金となっております。28節につきましては、農業集落排水事業特別会計への繰り出しになるものでございます。

6目水田農業構造改革対策費でございます。

説明資料の方につきましては79ページから80ページでございます。

米政策改革大綱に基づく水田農業ビジョンに沿った米づくり及び転作推進に要した費用でございます。

7節は転作確認立ち会いへの賃金、14節は水田台帳管理システムリース料、水田農業視察研修の際のバス借上料でございます。19節につきましては、水田協議会への交付金のほか、転作機械購入、転作作物、麦・大豆の共済掛金、集団転作組合事務費等補助が主なものとなっております。

2項1目林業振興費でございます。

説明資料の方につきましては80ページをご参照願います。

林業の振興、森林整備、森林病虫害対策、蛇石せせらぎの森の整備等に要した費用でございます。

13節委託料でございますが、森林管理巡視員の業務委託及び林道除草業務のほか、松くい虫被害木等伐採、蛇石せせらぎの森維持管理業務委託でございます。

次ページ、58ページでございます。

19節は、県林業振興協会ほかへの負担金及び民有林育成対策推進事業、森林保全推進事業補助金、森林整備地域活動支援交付金が主なものでございます。

6款1項1目商工総務費でございます。

説明資料の方は81ページでございます。

商工総務費につきましては、人件費等管理事務に要した費用でございます。

2目商工振興費でございます。

説明資料の方は81ページから83ページでございます。

商工振興費は、中小企業振興資金融資、商店街担い手支援及び町商工会への支援の助成のほか、企業立地の促進及び企業誘致活動等に要した費用でございます。

7節は、仙台北部中核工業団地内の中央公園散策路除草に係る賃金、9節は、企業訪問、企業立地セミナー等の参加費でございます。11節は、企業案内看板、企業立地歓迎懸垂幕の作成、企業等懇話会の開催費用となっております。13節は、取引企業を抽出するための相関ファイル抽出業務委託に要したものでございます。15節は、立地決定企業に係る立地歓迎横看板の設置費でございます。19節は、中小企業振興資金信用保証料、仙台北部中核都市連絡協議会への負担金のほか、町商工会への経営改善普及事業、地域総合振興事業補助金のほか、割増商品券の発行事業、まるごと市実行委員会への商店街担い手支援事業の支援、企業立地奨励金2件、用地取得奨励金2件、用地取得助成金1件の奨励金の支出、中小企業振興資金利子補給金ほか助成金でございます。なお、割増商品券の一部につきまして、300万円でございますけれども、定額給付金の関係で次年度へ繰り越しをいたしております。21節は中小企業振興資金の預託金、次の59ページ、22節は損失補償金になるものでございます。

3目観光費でございます。

説明資料は84ページから85ページでございます。

船形山、七ツ森、南川ダムを主軸とした周辺観光施設を利用した自然型観光の推進、大和まるごとフェアのほか各種イベントを通じた地場産品ほか物産の振興等、消費活性型観光の展開、大和町物産協会への支援、まほろば夏まつり、デスティネーションキャンペーンの実施、その他施設の管理に要した費用でございます。

7節は、升沢避難小屋管理や旗坂野営場管理などに係る賃金、9節は、新米まつり in 巣鴨や東京アンテナショップなどに係る旅費、11節は、各種イベントに係る消耗品、観光のパンフレット印刷代、立輪水辺公園を初めとする施設小破修繕などでございます。12節は、各種施設建物共済分担金やはんてんのクリーニングに係る役務費、13節は公園等施設管理業務の委託に係るもの、14節は高速道路使用料、15節はふれあいの里トイレ改修に係るものですが、翌年度に繰り越しをいたしております。19節は、宮城県観光連盟会費のほか、各種団体負担金及び大和町物産協会並びにまほろば実行委員会への助成等が主なものとなっております。以上でございます。

議長（大須賀 啓君）

都市建設課長高橋 久君。

都市建設課長（高橋 久君）

続きまして、土木費についてご説明を申し上げます。

7款1項1目土木総務費でございますが、11節の需用費につきましては、法令の追録代や参考図書の購入代、境界杭の購入等に要したものでございます。

60ページをお開きいただきます。説明資料は86ページからとなっております。

13節委託料につきましては、道路台帳の作成に要したものでございます。17節公有財産購入費につきましては、単価データ使用に係る著作権購入に要したものでございます。19節負担金補助及び交付金につきましては、県道路協会ほか13の協会・団体等への負担金でございます。

2項1目道路維持費につきましては、町道の修繕、側溝修繕及び舗装修繕、街路樹の剪定や除草、除雪等の道路維持管理と町道の維持管理、公用車の車両管理に要したものと及びせせらぎ水路の管理に要したものでございます。7節賃金は、町道の補修や除草、側溝清掃等に要したものでございます。11節需用費につきましては、街路灯の電気料、せせらぎ水路に要する電気、水道料、公用車の修繕費等でございます。12節役務費につきましては、車両の保険料及び通信運搬費でございます。13節委託料につきましては、除雪融雪業務委託、町道路肩路面の除草業務、道路補修作業及びせせらぎ水路機械設備の保守点検等に要したものでございます。15節の工事請負費につきましては、宮床難波線ほか2路線の舗装修繕工事及び四軒丁線ほか2路線の側溝修繕工事に要したものでございます。16節原材料費でございますが、碎石、アスファルト合材、グレーチング等、道路維持補修材料の購入に要したもののほか、融雪剤の購入に要したものでございます。27節公課費につきましては、所管車両5台の重量税でございます。

次に、2目道路新設改良費でございますが、説明資料は87ページになります。

これにつきましては、道路新設改良工事に要したものでございまして、繰越明許費につきましては、国土交通省補助事業の山下大沢線道路改良工

事、防衛省補助事業の山ノ神禪興寺線の改良舗装工事について翌年度に繰り越ししたものでございます。7節賃金につきましては、臨時職員の賃金でございます。12節役務費でございますが、道路改良工事に係る不動産鑑定に要したものでございます。13節委託料につきましては、町道蒜袋相川線、上舞野線ほか1線の路線測量及び道路詳細設計業務に要したもののほか、大崎清水谷線の道路台帳作成、改良工事に伴う支障物件調査、それからセメント安定処理配合試験等に要したものでございます。14節使用料及び賃借料でございますが、町道山下大沢線仮設道路敷地使用料ほか、升沢線ほか3路線の土地使用料及び土木積算システム機械借上料でございます。15節工事請負費でございますが、町単独として松坂平3号線及び三ヶ内大角線の改良工事、国土交通省補助事業として小鶴沢線、大崎清水谷線の改良舗装工事、防衛補助事業としては東車堰線ほか3路線の改良舗装工事及び舞野蒜袋線の歩道設置工事に要したものでございます。17節の公有財産購入費でございますが、馬場後石高線のほか道路改良工事に伴います用地買収に要したものでございます。次、22節の補償補てん及び賠償金につきましては、同じく馬場後石高線のほか道路改良工事に伴う支障物件補償に要したものでございます。

続きまして、3目の橋りょう維持費の13節委託料でございますが、樋場橋の支障雑竹木の除去作業、これを下桧和田地区に委託したものでございます。

次に、4目交通安全施設整備事業費でございますが、15節の工事請負費につきましては、交通安全工事として交差点路面表示を町内148カ所に表示したもののほか、区画線やガードレールの設置工事に要したものでございます。16節の原材料でございますが、カーブミラー、デリネーター、注意標識等を購入したものでございます。

次、河川費でございますが、62ページをお開きいただきます。

河川費につきましては、吉田川ほか6河川の河川敷の維持管理に要した経費でございます。7節賃金につきましては、準用河川麓沢川の支障木の撤去作業人夫賃でございます。それから、13節委託料につきましては、西川樵樋管操作管理を大崎地区に委託したものでございます。19節負担金補助及び交付金につきましては、河川愛護作業に対しまして大和町河川愛護会に補助をいたしたものでございまして、実施状況につきましては附属

資料の89ページのとおりで、参照願いたいと思います。

続きまして、4項1目の都市計画総務費でございますが、1節の報酬、9節の旅費につきましては、都市計画審議会を2回開催したものに要したものでございます。7節賃金につきましては、道下都市下水路の清掃人夫賃でございます。13節委託料につきましては、都市計画マスタープラン策定業務に要したものでございます。19節負担金補助及び交付金につきましては、都市計画協会ほか2団体への負担金でございます。27節の積立金につきましては、都市整備基金への利子の積立金でございます。

次に、2目の土地区画整理費でございますが、19節の負担金補助及び交付金につきましては、大和インター周辺土地区画整理組合への事業推進補助金、吉岡南第二土地区画整理組合への事業推進助成金及び公共施設整備費用負担金でございます。

3目の下水道費でございますが、下水道事業特別会計への繰出金でございます。

続きまして、4目公園費でございますが、都市公園29カ所、都市緑地8カ所、それから緑道3カ所の維持管理に要したものでございます。7節賃金につきましては、杜の丘緑地及び吉岡東公園の除草清掃作業人夫賃でございます。11節需用費につきましては、南五福院公園ほか5公園の街灯の電気料、水道料、そのほか遊具やトイレの修繕等に要したものでございます。12節役務費につきましては、公園遊具の点検及びトイレ、あずまやの建物火災共済掛金でございます。13節委託料につきましては、大和町の地域振興公社への都市公園指定管理委託料でございますが、そのほかに随意契約分としての委託料、それから、もみじヶ丘3号公園ほか4公園につきまして地元の地区への委託しておりますので、その委託料に要したものでございます。15節の工事請負費につきましては、杜の丘4号公園、5号公園へのスプリング遊具の設置に要したものでございます。19節の負担金補助及び交付金でございますが、吉岡南第二土地区画整理組合への公共施設管理者負担金、これは1,923万2,000円ですが、これと、みちのく杜の湖畔公園整備事業負担金55万5,000円、これを支払ったほか、日本公園緑地協会ほか1団体への負担金でございます。

続きまして、5項1目住宅管理費でございますが、木造一戸建て住宅85戸、アパート7棟140戸、合わせて225戸の維持管理に要したものでございます。

決算書につきましては64ページをお開きいただきます。

8節報償費でございますが、15団地への住宅管理補助員への謝礼でございます。11節需用費につきましては、住宅の雨漏り等の小破修繕料が主なものでございます。12節役務費につきましては、住宅の火災保険料及びアパートの受水槽の給水施設検査手数料等でございます。13節委託料につきましては、受水槽などの清掃委託、それから消防設備点検委託、特殊建物調査委託に要したものでございます。14節の使用料及び賃借料でございますが、下小路住宅の借地料でございます。15節の工事請負費でございますが、木造町営住宅への火災報知機を設置した工事及び木造住宅3棟の解体工事に要したものでございます。よろしく申し上げます。

議長（大須賀 啓君）

総務まちづくり課長遠藤幸則君。

総務まちづくり課長（遠藤幸則君）

次に、8款消防費につきましては、黒川地域行政事務組合への負担、消防団活動、消防設備、水防団活動及び災害対策に要した費用となるものであります。説明資料は91ページから92ページになります。

1項1目常備消防費の方でございますが、19節につきましては、黒川地域行政事務組合への負担金になるものであります。

2目非常備消防費の1節及び9節は、消防団員557名に対する報酬及び費用弁償になるものであります。11節は団員の活動服、半長靴、はっぴ等の購入に要した費用でありますし、19節は、宮城県市町村非常勤消防団員補償報償組合への負担金及び町婦人防火クラブ連合会の助成を行ったものでございます。

65ページの方になります。

3目消防施設費の11節につきましては、小型動力ポンプ等の燃料代やポンプ小屋の修繕料など消防設備の維持管理に要した費用、12節は消防車等の保険料になるものであります。15節の工事請負費は、防火水槽フェンス6カ所の撤去及び新設工事、18節は小型動力ポンプ付積載車2台のほか消防用ホースの購入に係るもの、19節は消火栓の設置及び維持管理に要した費用となります。27節は消防車の重量税であります。

次に、4目水防費の9節は水防活動出勤費の費用弁償、11節は水防活動用カップ等の消耗品、12節は河川情報に係る通信料。次ページ、65ページであります。65ページの16節ですね。16節は原材料費であります。水防倉庫の備蓄用資材となるものであります。

次に、5目災害対策費であります。災害対策費の1節及び9節につきましては、防災会議委員19名の報酬及び費用弁償、11節は防災行政無線の維持管理、修繕、それから防災訓練の際の消耗品、また、新たに組織されました自主防災組織5地区への資機材、災害応急物資の購入のほか、毎戸配布用の地震防災マップの印刷代等に係るものであります。12節は防災携帯電話等の通信料。

66ページであります。

13節は、大和町耐震改修促進計画及び地震防災マップ作成業務委託並びに木造住宅耐震診断業務委託に係るものであります。18節は、自主防災組織への発電機や投光機の購入に充てるもの、19節は、木造住宅耐震改修工事助成2件のほか、県地域衛星通信ネットワークの管理負担金に係るものであります。以上です。

議長（大須賀 啓君）

教育総務課長織田誠二君。

教育総務課長（織田誠二君）

続きまして、教育費につきましてご説明申し上げます。

主要な施策説明書93ページからあわせてご参照願います。

9款1項1目教育委員会費につきましては、教育委員会の運営に要した費用で、教育委員会定例会を12回、臨時会4回及び学校訪問等を実施したものであります。

1節につきましては、教育委員に対する報酬であります。9節は、教育委員の費用弁償及び研修旅費であります。19節につきましては、仙台管内及び郡教育委員会連絡協議会に対する負担金であります。

2目事務局費につきましては、事務局の運営、教育相談事業、私立幼稚園就園奨励費、各種団体に対しての負担金、補助等に要した費用であります。

1節につきましては、心身障害児就学指導審議会3回開催しておりますが、それに対する委員報酬であります。

67ページの方をごらんいただきたいと思います。

7節につきましては、中学校2校に配置しております教育相談員の賃金であります。

8節につきましては、教育論文応募者19名に対する記念品代等でありませう。14節につきましては、難波分校児童と特別支援学級児童生徒の輸送にかかわる車借上料でございます。19節につきましては、私立幼稚園就園奨励費として町内在住の通園児延べ342名に対し助成を行ったもの及び黒川地域行政事務組合ほか7団体に対する負担金であります。25節につきましては、学校教育振興基金、学校校舎建設基金への利子分の相当の積み立てでございます。28節につきましては、奨学事業特別会計への繰出金であります。

次に、2項1目学校管理費につきましては、小学校6校、分校1校の施設維持及び児童、教職員の健康診断、学校管理費用、備品等の購入に要した費用であります。

1節につきましては、学校医14名、学校薬剤師5人の報酬であります。7節につきましては、体育館の巡視員、プールの監視員の賃金であります。8節につきましては、運動会の賞品及び卒業生への記念品代であります。

68ページをお願いいたします。

11節につきましては、小学校における光熱水費及び燃料代等であります。12節につきましては、電話料、火災保険料及び飲料水、プール水の水质検査料でございます。13節につきましては、児童、教職員の健康診断及び学校業務員7名の委託料であります。14節につきましては、NHKの受信料、学校行事及び学校間交流事業にかかわる児童輸送のための車借上料でございます。18節につきましては、公務用コンピューター、石油ストーブ等の学校用備品の購入代であります。19節につきましては、学校管理下における児童の災害共済負担金及び郡学校保険会等への負担金であります。

次に、2目教育振興費につきましては、教材備品の整備、就学援助、魅力ある学校図書館づくり、大和っ子、芸術文化推進事業及び学校・地域共

学推進事業に要した費用であります。

7節につきましては、吉岡小学校在学の韓国人児童に対して韓国語を話せる日本語指導助手及び特別支援、教育支援員を配置した賃金であります。8節につきましては、ソーシャルワーカーに対する謝礼でございます。11節につきましては、学校行事、消耗品、教材及び教授用の消耗品等でございます。12節につきましては、不用薬品の処理費用であります。13節につきましては、コンピューターサーバーの保守点検委託料です。14節につきましては、人形劇鑑賞のためのバス借上料、18節につきましては、一般教材備品及び学校図書の整備に要した費用であります。19節につきましては、学校・地域共学推進事業として各学校へ助成したもの及び遠距離通学対策費として延べ41名の児童へ交付いたしましたものでございます。20節につきましては、準要保護及び特別支援教育就学児童に対して教材費等の援助を行ったものであります。

69ページをお願いします。

3目施設整備費であります。施設の修繕、施設設備の保守点検等に要した費用でございます。

13節につきましては、消防設備の保守点検等、施設の保守点検について委託したものでございます。15節につきましては、小野小学校の校庭排水整備工事に要したもの、それから鶴巣、落合小学校のプールろ過器の修繕工事に要した費用でございます。繰越明許費 3,200万円につきましては、吉岡小学校の体育館屋根被覆工事を21年度に繰り越したものであります。

次に、3項1目学校管理費であります。中学校2校の施設維持管理及び生徒、教職員の健康診断、学校管理用備品の購入に要した費用であります。

1節につきましては、学校医7名、学校薬剤師2名の報酬であります。7節につきましては、事務補助員及び体育館の巡視員等の賃金でございます。8節につきましては、運動会の賞品及び卒業生への記念品代であります。11節の主なものにつきましては、光熱水費、燃料費等でございます。12節につきましては、電話料及び火災保険料であります。13節につきましては、生徒、教職員の健康診断、スクールバス運行及び学校業務員等を委託したものでございます。14節につきましては、中総体、郡駅伝大会等学校行事等にかかわる車借り上げが主なものであります。13節につきまして

は、パソコン、プリンター及び暖房設備等を購入したものであります。

70ページをお願いします。

19節につきましては、学校管理下における生徒の災害共済分担金及び各種団体等への負担金、全国大会等への参加への助成でございます。

次に、2目教育振興費につきましては、中学校における教材備品の整備、就学援助費、魅力ある図書館づくり、外国語指導助手配置事業及び学校・地域共学推進事業等に要した費用であります。

1節につきましては、外国語指導助手延べ3名に対する報酬であります。7節につきましては、大和中においての学校図書館図書整理員の賃金でございます。9節につきましては、外国語指導助手の赴任及び離任に要した旅費であります。13節につきましては、外国語指導助手2名のうち1名を昨年後半より業務委託したことによる委託料でございます。14節につきましては、外国語指導助手の住宅及び送迎用タクシー代等が主なものであります。18節につきましては、学校図書の購入及び一般教材備品の整備に要した費用であります。19節につきましては、学校・地域共学推進事業として中学校2校へ助成したほか、自治体国際化協会等への負担金で、20節につきましては、準要保護及び特別支援教育を必要とします就学生に対する教材費等の援助を行ったものであります。

次に、3目施設整備費につきましては、校舎等の維持修繕及び施設整備等の保守点検に要した費用であります。

11節につきましては、校舎等の維持修繕料でございます。13節につきましては、電気工作物、ダムウェーター等の保守点検等が主なものであります。

71ページになります。

15節につきましては、宮床中学校の屋根防水工事を行ったものであります。以上でございます。

議 長 （大須賀 啓君）

生涯学習課長八島勇幸君。

生涯学習課長 （八島勇幸君）

続きまして、4項1目社会教育総務費につきましてご説明させていただきます。

決算附属資料につきましては97ページから記載いたしております。

1節報酬でございますが、社会教育委員15名の報酬となっております。委員会5回開催、各種会議、研修会、社会教育行事に参加いたしております。8節報償費につきましては、生涯学習まつりの文化講演会に声優加藤みどりさんをお招きいたしまして開催いたしたのを初め、まほろば大学の各種教室や講座の講師への謝金となっております。このほか第9回原阿佐緒賞の選考委員3名への謝金、入賞者への賞賜金となっております。9節旅費から12節役務費までにつきましては、決算附属資料にありますとおり、生涯学習の推進を図るため生涯学習カレンダー等での情報提供、実績等の欄に記載しております、まほろば大学の各種事業概要に記載の町民パソコン教室から幼児教室、青少年教室、家庭教育、成人教育、子育て講座、幼児学級、各小中学校向けのファミリースクール、学校開放講座、大和っ子未来塾・海洋体験、大和っ子夢航路、子供会ジュニアリーダー育成、青少年劇場小公演、地域子供教室、コラボスクール、チャレンジスクール、パソコン教室、短歌教室などの事業に要しました費用となっております。新規の事業といたしましては、和の伝統ワークショップがありまして、2年目の事業といたしましては、第45回宮城県芸術祭巡回絵画写真展を実施いたしてございます。また、原阿佐緒賞の実施や原阿佐緒記念館、宮床宝蔵での企画展を実施いたしまして来館者の確保に努めております。13節委託料につきましては、情報技術講習会、パソコン教室の委託料のほか、原阿佐緒記念館等社会教育施設の管理業務委託料でございます。14節の使用料及び賃借料につきましては、民俗談話室、原阿佐緒記念館駐車場の土地借上料でございます。19節負担金につきましては、黒川地域行政事務組合、郡社会教育委員連絡協議会等への負担金と子供会育成会、青年文化祭事業等への補助金となっております。

次に、2目公民館費でございます。

附属資料につきましては103ページからの記載となっております。

1節の報酬につきましては、公民館分館長41名分の報酬でございます。

72ページをごらんいただきます。

7節賃金は、図書室のパート4名分の賃金となっております。8節報償費から12節役務費までは、決算附属資料にありますとおり、まほろば大学の各種教室、講座、チャレンジスクール、手芸教室、料理教室、輝いてみ

ま専科、お達者倶楽部、地域交流の集い、ゆう楽講座の講師への謝金、成人式、書き初め大会の記念品、また町民文化祭、さつき展示会等の事業に要したものでございます。14節につきましては、各講座の移動研修の際のバス借上料等が主なものとなっております。18節備品購入費につきましては、公民館展示用パネルの購入に要したものでございます。19節負担金補助は、県公民館連絡協議会ほかへの負担金等になっております。

次に、3目文化財保護費でございます。

1節報酬につきましては、文化財保護委員5名分の報酬で、委員会は年4回の実績となっております。7節賃金は、古川遺跡等発掘調査の作業員と嘱託員1名分の賃金でございます。8節報償費につきましては、郷土史講座4回分と文化財めぐりの講師謝金になっております。9節旅費につきましては、文化財保護委員に係る費用弁償でございます。

73ページをごらんいただきたいと思います。

14節使用料及び賃借料は、古川遺跡等の発掘調査に係る重機、バックホー等の借り上げとなっております。15節工事請負費につきましては、文化財標柱修繕工事5基分の費用となっております。19節負担金補助金につきましては、町内文化財等保存会8団体への補助金と全国民俗芸能保存振興市町村連盟への負担金となっております。

次に、4目まほろばホール管理費でございます。

決算附属資料につきましては107ページからとなっております。

1節から9節旅費につきましては、まほろばホール運営委員10名の報酬と費用弁償となっております。11節、12節は、まほろばホールの電気料、水道料などの光熱水費と建物の火災保険料でございます。13節委託料につきましては、電気機械設備運転、舞台機構操作、清掃業務ほか、施設設備保守点検業務委託料となっております。15節工事請負費につきましては、オストメイトトイレ取り付け工事、それからまほろばホール給気設備改良工事等に要した費用となっております。18節備品購入費につきましては、電子レジスター、アルミ樹脂国旗吊旗等を購入いたしてございます。19節補助金につきましては、大和町文化振興協会に対する補助金でございます。附属資料の108ページから111ページにホール自主事業の実施状況を記載いたしております。

なお、施設の利用につきましては、資料107ページの実績等の欄にまと

めておりますが、3,577件、15万2,385人の対前年比では100.02%の利用
率となっているところでございます。

議 長 （大須賀 啓君）

教育総務課長織田誠二君。

教育総務課長 （織田誠二君）

74ページをお願いいたします。

9款4項5目教育ふれあいセンター管理費でございます。これについま
しては、3教育ふれあいセンターの管理運営に要した費用でございます。

主要な施策説明書の111ページをあわせてご参照願います。

7節につきましては、体育館の巡視賃金及び樹木の剪定等に要した賃金
であります。11節につきましては、光熱水費及び燃料費等が主なものであ
ります。12節につきましては、電話料及び火災保険料等であります。13節
につきましては、業務員委託、警備委託、施設設備維持にかかわる管理委
託を行ったものであります。18節につきましては、3教育ふれあいセンタ
ーに消火設備を整備したものであります。19節につきましては、黒川地区
防火管理協議会への負担金であります。

次に、6目森の学び舎活動費であります。

主要な施策、同じく111ページをあわせてご参照願いたいと思います。

5月から10月までの6カ月間の利用期間におきまして、延べ利用日数34
日、延べ利用人員が1,523人でありました。11節につきましては、光熱水
費及び燃料が主なものであります。12節につきましては、電話料でござい
ます。13節につきましては、清掃等の管理委託を行ったものであります。1
4節につきましては、学校教育活動での施設利用にかかわる児童生徒の輸送
車借上料でございます。以上です。

議 長 （大須賀 啓君）

生涯学習課長八島勇幸君。

生涯学習課長 （八島勇幸君）

決算書74ページ最下段からでございます。決算附属資料につきましては

112ページでございます。

1目保健体育総務費でございます。この報酬につきましては、スポーツ振興審議会委員5名と体育指導員15名の報酬となっております。

75ページをお願いいたします。

8節の報償費につきましては、各種スポーツ大会の審判、各教室の講師への謝礼及び全国大会等出場選手への支援奨励交付、大会メダル、盾等の購入費でございます。附属資料112ページ上段にスポーツ賞顕彰、個人6名、団体3団体、奨励金交付44名となっております内訳を掲載しております。

11節需用費につきましては、一般事務用品、各種大会のボール、ラインテープ等の消耗品、南川ダム周辺でのマラソン大会の賄い材料等となっております。12節の役務費につきましては、各種大会の傷害保険、武道館の火災保険料が主なるものでございます。14節使用料及び賃借料につきましては、ヘルシーみやぎ大会参加の車借上料等でございます。19節負担金補助及び交付金につきましては、体育協会5分会、15の競技協会、16のスポーツ少年団への補助したものでございます。武道館につきましては、柔道、空手ほか1万3,278人の皆さんに昨年にご利用いただいております。

次に、2目体育センター管理費でございます。

体育センターの管理運営を行ったものでございましたけれども、決算資料の114ページに記載のとおりでございます。昨年度は1万8,538人の利用がございました。

支出の主なるものとしたしましては、11節の需用費につきましては、光熱水費及び小破修繕料となっております。13節の委託料につきましては、消防設備及び電気設備の保守点検委託料となっております。

3目の広場管理費でございます。これにつきましては、宮床、玉ヶ池、鶴巣山田、北目、三ヶ内レクリエーション広場5カ所分の管理運営を行ったものでございまして、昨年度は1万1,711名の利用をいただいております。

76ページをお願いいたします。

13節委託料につきましては、トイレ浄化槽の点検及び各広場の維持管理を各地区に委託しているものとなっております。

4目の総合運動公園管理費につきましては、総合体育館、陸上競技場、テニスコート及び多目的広場の管理運営に要した費用でございまして、附属資料の115ページの実績等の欄に利用人数等を記載してございますけれども、総合体育館につきましては5万6,495人、屋外の陸上競技場ほかにつきましては2万2,606人となっております。

7節賃金につきましては、嘱託員5名分の賃金でございます。11節需用費の主なものにつきましてはでございますが、電気料、水道料の光熱水費となっております。13節委託料につきましては、屋内分といたしましては電気設備の保安管理、夜間等の警備、清掃業務、屋外といたしましては除草等の業務の委託料となっております。14節使用料及び賃借料につきましては、券売機及び印刷機のリース料となっております。

18節備品購入費につきましては、総合体育館内放送設備を更新いたしてございます。

続きまして、ダイナヒルズ公園管理費でございます。

附属資料につきましては116ページから掲載をいたしております。

これにつきましては、仙台北部中核工業団地内の野球場、テニスコート及びサッカー場をメインといたします多目的広場の管理費用でございまして、1万1,281名の利用がございました。

13節委託料につきましては、芝管理、植栽、除草、清掃の施設管理業務委託と電気設備の保守点検委託料となっております。18節備品購入費につきましては、野球場の簡易式外野ネットを購入させていただいてございます。

77ページをお願いいたします。

6目自転車競技場管理費でございます。

財団法人宮城県スポーツ振興財団より管理運営の委託を受けまして施設の維持管理に努めたものでございまして、3,778人の利用がございました。

7節賃金につきましては、嘱託員の賃金1名分の3カ月分というような形でございます。11節需用費につきましては、一般管理用消耗品のほか、電気、水道料が主なものでございました。13節委託料につきましては、芝管理、電気設備、浄化槽、清掃、消防設備管理、夜間警備業務の委託料となっております。昨年度は施設に親しんでもらうためにサイクルフェス

ティバルを11月2日に開催いたしましたところでございます。以上でございます。

議長 （大須賀 啓君）

教育総務課長織田誠二君。

教育総務課長 （織田誠二君）

次に、7目学校給食センター費につきましては、学校給食センターの管理運営及び学校給食の提供に要した費用であります。

主要な施策説明書の116ページをあわせてご参照願います。

1節につきましては、学校給食運営審議会1回開催に伴う委員の報酬であります。9節につきましては、学校給食運営審議会開催に伴う委員の費用弁償及び職員の研修の普通旅費であります。11節につきましては、学校給食の賄い材料代及び給食センターの施設運営に要した光熱水費及び施設機器の修繕費であります。12節につきましては、電話料、給食センター及び学校職員の検便検査料や排水検査手数料及び校納金振替手数料が主なものであります。13節につきましては、学校給食調理業務委託料及び給食センターの施設維持管理委託料であります。14節につきましては、印刷機のリース料金であります。18節につきましては、食缶、調理作業台などの厨房機器の備品の購入であります。

78ページをお願いします。

19節につきましては、学校の栄養士会及び学校給食連絡協議会の負担金であります。以上でございます。

議長 （大須賀 啓君）

都市建設課長高橋 久君。

都市建設課長 （高橋 久君）

同じく決算書78ページの10款の災害復旧費でございますが、支出が伴いましたのは2項1目の道路橋りょう災害復旧費でございます。

説明資料は117ページでございます。

工事請負費につきましては、町道石倉線ののり面崩落の復旧工事を行ったものでございます。以上でございます。

議長 (大須賀 啓君)

財政課長千坂賢一君。

財政課長 (千坂賢一君)

78ページの後段、公債費でございます。

説明書につきましては118ページ、119ページ、利子分については119ページとなっておりますので、あわせ参照お願いいたします。

11款1項1目元金につきましては、借入済の起債の元金償還に充てたものでございます。内訳については118ページに記載してございますが、件数といたしましては502件となっております。うち利率の高い部分の公的資金の免除の繰上償還につきましては、3,959万5,000円を含んだものでございます。

2目の利子につきましては、借入済の利子の償還で、内訳につきましては119ページ記載でございます。こちらの件数は484件となっております。

12款の諸支出金につきましては、支出がございません。

13款の予備費につきましては、備考欄に記載した内容で、突発した修繕等につきまして、早急に対応する必要があるものにつきまして速やかに対応させていただいた内容となっております。

81ページをお願いいたします。

一般会計の歳入歳出決算の実質収支に関する調書でございます。千円単位にしておりますが、歳入総額87億6,399万9,000円、歳出総額82億3,762万9,000円、歳入歳出差引額、形式収支が5億2,637万円、翌年度へ繰り越すべき財源といたしまして、明許繰越に充当します財源が1億7,520万8,000円で、こちらの主たるものにつきましては、法人によります予定納税の還付金といった部分が大きな割合を占めるものになってございます。これを差し引きました実質収支額が3億5,116万2,000円、この実質収支のうちの地方自治法規定によります2分の1以上の基金繰入額につきましては、2億円とさせていただいたものでございます。

以上、一般会計、終了でございます。

議 長 （大須賀 啓君）

本日はこれで説明を終わりにしたいと思います。

お諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめ延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。よって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。

再開は明日の午前10時です。

ご苦労さまでした。

午後4時16分 延 会